

第2次丸亀市国土強靱化地域計画

令和4年3月

丸亀市

策定	令和4年3月25日
第1回変更	令和5年3月31日
第2回変更	令和6年3月25日
第3回変更	令和7年3月27日

目 次

I. 国土強靱化地域計画の策定趣旨	- 1 -
II. 計画の位置付け	- 1 -
III. 計画の基本的な考え方	- 1 -
1 目指すべき将来の地域の姿	- 1 -
2 基本的な方針	- 1 -
3 計画の基本目標	- 2 -
4 計画策定の手順	- 2 -
5 計画期間	- 2 -
6 S D G s の推進	- 3 -
IV. 脆弱性評価	- 4 -
1 脆弱性評価の実施	- 4 -
2 想定する自然災害	- 4 -
3 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」	- 4 -
4 脆弱性評価結果のポイント	- 6 -
V. 丸亀市の国土強靱化の推進方針	- 7 -
1 丸亀市国土強靱化に向けた施策の分野	- 7 -
2 施策分野ごとの丸亀市国土強靱化の推進方針	- 7 -
3 見直しのポイント	- 27 -
4 その他	- 28 -
VI. 計画の推進	- 28 -
1 P D C A サイクルによる計画の着実な推進	- 28 -
2 重要業績評価指標（K P I）	- 29 -
【起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの脆弱性評価結果】	- 39 -
【起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針】	- 55 -
用語の解説	- 82 -
「第2次丸亀市国土強靱化地域計画」策定の経過	- 86 -

I. 国土強靱化地域計画の策定趣旨

国においては、平成 25 年 12 月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）を制定し、平成 26 年 6 月には、基本法に基づき、国土強靱化基本計画（以下「国基本計画」という。）を、香川県においては、平成 27 年 12 月に「香川県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）を策定したところである。

また、国の方針として、国土強靱化地域計画に基づき実施されている地域の強靱化の取組について、関係府省庁の交付金・補助金を重点化・要件化することにより支援・促進することとしており、地方自治体にも計画の策定を促している。

そのため、本市においても、強靱化に関する施策を、国基本計画や県地域計画との調和を図りながら、行政のみならず、市民及び民間事業者、NPO など（以下「事業者」という。）の関係者相互の連携のもと、総合的、計画的に推進するための指針として、令和 2 年 3 月に「丸亀市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定した。

令和 3 年度に計画最終年度を迎えた本計画は、基本法第 14 条の規定に基づき、平成 30 年 12 月に見直された国基本計画や、令和 3 年 10 月に見直された県地域計画との整合を図りながら、近年の各地で発生している大規模災害や新型コロナウイルス感染症などの新たな課題等を踏まえ、見直しを行うものである。

II. 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、丸亀市総合計画との整合・調和を図るとともに、国土強靱化の観点から、丸亀市地域防災計画をはじめとする本市の様々な分野別計画の国土強靱化施策を推進する上での指針として位置付けるものである。

III. 計画の基本的な考え方

1 目指すべき将来の地域の姿

安全で快適な暮らしの基盤をつくる

2 基本的な方針

本計画における最悪の事態の要因を、「南海トラフを震源とした最大クラスの地震・津波*」と「大規模な風水害」に設定し、庁内各部局を横断的に、これらの要因の対応に向けた取組を総合的に推進する。

3 計画の基本目標

国基本計画及び県地域計画における基本目標に基づき、

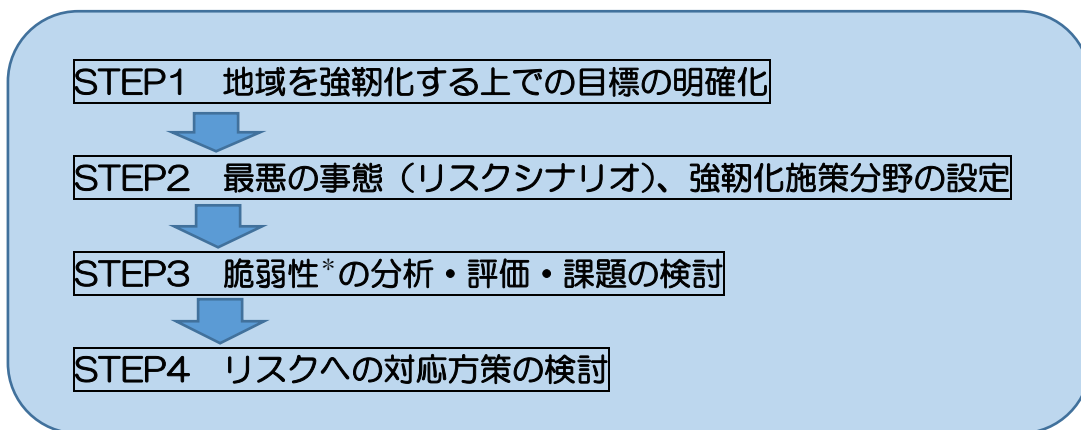
- (1) 市民の生命を守る
- (2) 市と地域社会の重要な機能を維持する
- (3) 市民の財産と公共施設の被害を最小化する
- (4) 迅速な復旧・復興を行う

ことを本計画の基本目標とする。

4 計画策定の手順

図に示す4つのステップにより本計画を策定することとする。

Plan



5 計画期間

本計画は、県地域計画と調和を図る必要があることから、県地域計画の見直しに合わせた計画期間とする。ただし、計画期間中においても、社会情勢の変化や施策の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

6 SDGs*の推進

2030年までの国際社会全体の目標であるSDGsは、国をあげて推進されており、地方自治体の各種計画にもSDGs達成に向けた貢献という観点を取り入れ、その要素を反映することが求められている。SDGsの17のゴールの中には、「11 住み続けられるまちづくりを」が掲げられており、都市の強靱化や多様な人々の生活の質を向上させる取組を図る必要がある。SDGsの基本的な考え方である「環境、経済、社会の統合的アプローチ」を踏まえ、強靱化の取組を進めることは、ゴール11が目指すまちづくりの達成のみならず、その他のゴールが目指す社会課題の解決につながるものである。



IV. 脆弱性評価

1 脆弱性評価の実施

脆弱性評価とは、大規模自然災害等に対して、本市にどのような脆弱性があるのか、そして、その脆弱性を克服するためにどのような取組が必要かを洗い出す、本計画を進める上で重要なプロセスであり、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために、現状ではどこに問題がありどのような取組が必要かについて評価・分析を実施した。

2 想定する自然災害

本計画においては、以下の2点を「最悪の事態の要因」として想定するとともに、大規模な地震・津波の発生直後に大規模な風水害が発生するような複合的な被害も想定した評価を実施した。

（１）南海トラフを震源とした最大クラスの地震・津波

南海トラフにおける今後30年以内にマグニチュード8～9クラスの地震が発生する確率は70～80%（令和3年1月1日現在）であり、大規模な地震・津波が発生すれば広域な範囲で甚大な被害が想定される要因となる。

（２）大規模な風水害

想定し得る最大規模の降雨及び大型台風等による大規模な風水害や土砂災害が発生すれば、広域な範囲で甚大な被害が想定される要因となる。

3 「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」

脆弱性評価は、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を想定した上で行うこととされており、想定する自然災害を踏まえ、国基本計画及び県地域計画に準じて、本市の特性を考慮した8つの「事前に備えるべき目標」及び31の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定した。

「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
① 市民の生命を守る ② 市と地域社会の重要な機能を維持する ③ 市民の財産と公共施設の被害を最小化する ④ 迅速な復旧・復興を行う	1 大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ	1-1 住宅・建築物等の大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生 1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生 1-3 大規模津波等による多数の死者の発生 1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生 1-5 大規模な土砂災害(深層崩壊*)、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止 2-2 長期にわたる離島の孤立や孤立集落の発生 2-3 消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足 2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱 2-5 医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能等の麻痺 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生 2-7 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1 情報通信の麻痺・長期停止により災害情報が必要な者に伝達できない事態 4-2 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
	5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響 5-2 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等 5-3 食料等の安定供給の停滞
	6 ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1 電気、ガス等の長期間にわたる機能停止 6-2 長期間にわたる上水道等の供給停止や下水道等の機能停止 6-3 地域交通インフラの長期間にわたる機能停止 6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全
	7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1 地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生 7-2 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺 7-3 ため池、防災施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生 7-4 農地・森林等の被害による国土の被害
	8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態 8-2 地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等（専門家、コーディネーター労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態 8-3 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態 8-4 貴重な文化財・公文書・環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・喪失 8-5 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

4 脆弱性評価結果のポイント

脆弱性評価結果は、添付資料 1 (P32) のとおりであり、この評価結果を踏まえた脆弱性評価結果のポイントは以下のとおりである。

(1) ハード整備とソフト対策の適切な組み合わせが必要

地域強靱化に関する施策については、各部局の計画に沿って取組を進めているが、近年、気候変動の影響により激甚化・頻発化する気象災害や、発生確率が高まる南海トラフ地震を踏まえ、想定を超える災害に対する実施能力や財源に限りがあることを考慮する必要がある。その中で、施策をできるだけ早期に高水準なものとするためには、施策の重点化を図るとともに、ハード整備とソフト対策を適切に組み合わせる必要がある。

(2) 代替性・冗長性*等の確保が必要

最悪の事態の要因となる災害等に対応するためには、個々の施設の耐震性などをいかに高めても万全とは言えない。特に、行政、エネルギー、情報通信、交通・物流等の分野においては、システム等が機能停止した場合、その影響は甚大であり、バックアップ体制の整備や、災害時の情報伝達手段の多様化等により、代替性・冗長性等を確保する必要がある。

(3) 部局の横断的な取組と国・県、市民、事業者等との連携が必要

地域強靱化に取り組む実施主体は、本市だけでなく、国・県、市民、事業者など多岐にわたる。実施主体が効率的、効果的に施策を実施するためには、複数の部局による庁内横断的な取組はもとより、デジタル技術の積極的な利活用などによる徹底した情報提供・共有や、各実施主体間における連携と協力が必要である。

V. 丸亀市の国土強靱化の推進方針

1 丸亀市国土強靱化に向けた施策の分野

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために必要な施策分野として、国基本計画及び県地域計画に基づき、以下の11の個別施策分野と4の横断的分野を設定する。

（個別施策分野）

㊤行政機能／消防、㊦住宅・都市、㊧保健医療・福祉、㊨エネルギー、㊩情報通信、
①産業、㊰交通・物流、㊱農林水産、①国土保全、①環境、㊲土地利用

（横断的分野）

①地域防災力の強化、㊳老朽化対策、㊴新技術対策、㊵広域連携

2 施策分野ごとの丸亀市国土強靱化の推進方針

次に1で設定した15の施策分野（㊤～㊲）ごとの推進方針を次とおり示す。これらの15の推進方針は、8つの目標に照らして必要な対応を施策の分野ごとに分類して取りまとめたものである。

また、各分野の施策の実行性等を確保できるよう、施策を推進する主体については、市民、事業者、行政の3区分により明確にした。

さらには、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針^{添付資料}
2（P48）との対応関係を明らかにするため、施策分野ごとに㊤～㊲の記号を付け、分野内の施策ごとに枝番号を付けている。

【施策分野ごとの推進方針】

(1) 行政機能／消防（記号：①）

（行政機能）

＜施設等の耐震化の促進等＞

①-1 発災時において応急対策活動の拠点となる本庁舎をはじめとする公共施設等を防災上重要建築物として指定し、耐震性の確保等を図る。【行政】

①-2 防災拠点施設などにおいて、非常用電源・自家発電設備や太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた設備などの整備等に努めるとともに、停電や燃料不足により災害対応に支障を来たすことがないよう、非常用電源の運転等に必要な燃料供給等について、民間事業者等と協定を締結するなど調達の確保を図る。【事業者・行政】

＜業務継続体制の確保＞

①-3 いかなる災害においても、発災後、早期に実施すべき応急業務や、継続する必要性が高い通常業務といった非常時優先業務を、適切に実施し、また継続するため、その業務の必要な人員・資源の確保・配分等を定めたBCP*（業務継続計画）を適宜見直し、実効性の向上を図る。【行政】

＜訓練環境の充実強化等＞

①-4 大規模な災害が発生した場合における救助活動能力を高めるため、消防本部、消防団*等が協力して、消防ポンプ自動車、高性能救助車*等の資機材の確保など体制整備を進めるとともに、訓練環境のさらなる充実強化・整備を図る。【事業者・行政】

①-5 地域の特性等を考慮し、毎年計画的に職員防災訓練を実施する。また、自主防災組織が主催する防災訓練について、訓練内容の充実を図るとともに、市民においても、様々な機会の訓練に参加するよう努める。【市民・行政】

＜防災関係機関相互の連携強化や広域応援・受援の体制整備＞

①-6 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携の強化を図る。特に、大規模災害の発生において、自治体間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、応援協定を締結するなどにより、相互応援体制の整備を図る。【事業者・行政】

①-7 大規模な災害等において、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。【行政】

①-8 災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に応援・受援ができるよう、連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。【事業者・行政】

＜島しょ部への対応＞

⑨-9 自立的に避難活動が行えるよう、消防団や自主防災組織等の活性化、避難施設、備蓄倉庫、通信設備の整備を行うとともに、本土と連携し、島内の災害状況等の把握を行う体制や負傷者等の本土への緊急避難を含めた救助救援体制の整備を図るなど、島しょ部における防災機能や共助体制の強化を図る。【市民・事業者・行政】

＜地域の人材の確保体制の強化＞

⑨-10 応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するよう努めるとともに、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるよう努める。【市民・事業者・行政】

⑨-11 復旧作業の長期化や作業人員の不足等に備え、あらかじめ民間事業者等との間での協定の締結や道路啓開*作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努めるとともに、発災時の道路啓開を行う人材など、地域において、災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行えるよう、担い手の確保を図る。【事業者・行政】

＜その他の災害対応業務体制の強化＞

⑨-12 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の理念を基本とし、国、県、市など関係機関が協力し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、津波等の防災対策を効率的かつ効果的に推進する。【市民・事業者・行政】

⑨-13 災害発生時の各種情報の収集・伝達を香川県防災情報システム*により一元的に行うなど、災害対応業務の標準化を図る。【行政】

(消防)

＜施設等の耐震化の促進等＞

⑨-14 災害時に地域の災害活動の拠点となる消防団屯所等について、耐震化を進める。
【行政】

⑨-15 消防本部の指令センターや消防救急無線等の情報通信施設等について高機能化及び耐災害性を強化するとともに、小型無人機などの新技術の活用等を図る。【行政】

＜消防等における体制整備＞

⑨-4 大規模な災害が発生した場合における救助活動能力を高めるため、消防本部、消防団等が協力して、消防ポンプ自動車、高性能救助車等の資機材の確保など体制整備を進めるとともに、訓練環境のさらなる充実強化・整備を図る。【事業者・行政】

＜再掲＞

- ㊤-11 警察・消防等の円滑な救助活動等が行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】
＜再掲＞
- ㊤-16 大規模な災害の発生に備え、緊急消防援助隊*などとの広域の合同訓練を実施し、救助・救急体制の整備を図る。【行政】
- ㊤-17 消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防体制の整備に努める。【事業者・行政】
- ㊤-18 県内の市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の応援・受援体制の整備に努める。【行政】
- ㊤-19 同時多発、交通障害、水利の破損等困難な特徴をもつ地震火災に対して、適切かつ効果的な消防活動を行うため、活動体制、消防職員・団員の非常招集方法などの体制をあらかじめ定めておく。【行政】
- ㊤-20 女性の入団促進を含めた団員の確保対策などにより、消防団の活性化を図る。
【市民・事業者・行政】
- ㊤-21 自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順などを取り決めておくとともに、派遣要請を行う分野について、事前に自衛隊に連絡しておくなど体制を整備する。【行政】

＜島しょ部への対応＞

- ㊤-22 島しょ部において、ヘリコプターの臨時発着場の設定や自衛隊等との部隊輸送等に関する連携などにより、災害時の情報収集、救出・救助、救急搬送、人員・物資輸送等を円滑に行うよう努める。【行政】

（２）住宅・都市（記号：㊤）

＜公共施設等の耐震性の確保＞

- ㊤-1 発災時において応急対策活動の拠点となる本庁舎をはじめとする公共施設等を防災上重要建築物として指定し、耐震性の確保等を図る。【行政】＜再掲＞
- ㊤-1 学校、社会福祉施設、保育所等の公共的施設については、避難所等としての利用も勘案し、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発、相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。なお、学校施設等においては、外壁等の非構造部材の耐震化等の剥落・落下防止策や防災機能強化等を推進する。【事業者・行政】
- ㊤-2 多数の者が利用する公共施設等について、利用の状況等を勘案し、計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化を図る。【事業者・行政】

- ⑥-3 住宅をはじめとした民間建築物・構造物について、耐震診断・耐震改修・撤去の補助制度の活用や情報提供による啓発、相談体制等の整備等を通じて、建築物の耐震化等の促進を図る。特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物について、重点的な耐震化の促進に努める。また、家庭における家具類の転倒防止対策の促進を図るほか、子どもの安全を確保するため、通学路における民間危険ブロック塀の撤去を促進する。【市民・事業者・行政】
- ⑥-4 文化財の所有者及び管理者に防災意識の啓発を行うとともに、市所有・管理の文化財や公文書の安全及び防火設備の保守点検等を適切に行い保存に努める。【市民・行政】

<不特定多数の利用者が利用する施設等における対応>

- ⑥-5 学校、病院その他多数の者を収容する施設や福祉施設の特性や地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員に周知するとともに、訓練等を実施するなど避難体制の確保を図る。【事業者・行政】
- ⑥-6 発災後の文化財の保全や保護、修復に向けた体制の整備に努める。【市民・行政】

<避難等の体制の整備>

- ⑥-7 津波避難対象地区*について、市の作成した基本的な基準に基づき、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体と連携しながら、具体的かつ実践的な津波避難計画を作成し、住民にあらかじめ十分周知する。【市民・事業者・行政】
- ⑥-8 地震発生時に適切な避難が行えるよう、津波警報等の内容も踏まえ、避難指示等を行う具体的な基準及び伝達内容、伝達方法、誘導方法、避難所の管理運営方法等を策定しておく。【行政】
- ⑥-9 津波避難対象地区において、重点的に自主防災組織の結成や活動促進に努める。
【市民・行政】
- ⑥-10 指定された避難対象地区の住民や学校、社会福祉施設等においては、避難場所・避難所、避難経路、家族との連絡方法等を平常時から確認しておくなど、津波が来襲した場合の体制整備を図る。【市民・事業者・行政】
- ⑥-11 高齢者、障がい者等の要配慮者のうち避難行動要支援者*について、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、警察や消防機関、自主防災組織などに対し、名簿を提供するほか、要支援者毎の個別避難計画を策定するなど避難を支援する体制の整備を図る。【市民・事業者・行政】
- ⑥-12 住民が徒歩で確実に避難できるよう、歩道整備に努めるとともに、避難路等を指定・整備し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。また、耐震性、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して、避難路を複数ルート選定するものとし、既存の避難用の道路・歩道等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。【市民・行政】

- ⑥-13 災害の危険が切迫した緊急時に避難するための指定緊急避難場所*及び被災者が避難生活を送るための指定避難所*を指定し、必要に応じて施設の補強、補修等を行うとともに、食料、飲料水等の物資等の備蓄、仮設トイレ、非常用電源、ラジオ等資機材の確保などに努め、避難場所等の機能強化を図る。【行政】
- ⑥-14 指定避難場所の収容人数や災害リスク等を考慮し、近隣市町との連携による広域避難を検討するなど、避難体制の強化を図るとともに、防災アプリ等の活用により、避難所収容者数情報等について、市民に対し適時適切な情報提供を行う。【行政】
- ⑥-15 指定避難場所の収容人数を考慮し、民間事業者等との連携による指定避難所以外の避難所の確保を検討する。【事業者・行政】
- ⑥-16 県の「避難所管理運営指針」等を踏まえ、避難所における良好な生活環境及び感染症対策を確保するため、避難所運営マニュアルの作成を促進するとともに、要配慮者のための福祉避難所を確保するなど、避難所の運営体制づくりを進める。【行政】
- ⑥-17 「南海トラフ地震臨時情報」に関する周知啓発を行う。【事業者・行政】

＜市街地等における火災対策＞

- ⑥-18 各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。【市民・事業者・行政】
- ⑥-19 地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、防災関係機関等との連携を図るため、消防機関の指導の下に、自主防災組織と地域の事業者等との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練を行う。【市民・事業者・行政】
- ⑥-20 市街地における火災の危険を防除するため、市街地の中心部で土地利用度、建築密度が高く、防災上特に重要な地区を指定し、建築材料、構造等の制限を行うとともに、市街地にある不良住宅地の改良促進を行い、住宅の不燃化、住環境の整備を図る。
【市民・行政】
- ⑥-21 街路、公園緑地等の適正な整備により、火災の延焼を防止するとともに、災害時における避難場所等としての機能の確保を図る。【行政】
- ⑥-22 老朽化した空き家については、所有者の意向を踏まえつつ、除却の支援や適正な管理を助言する等の対策を推進する。【市民・事業者・行政】
- ⑥-23 住宅用火災警報器の設置を促進し、火災の早期発見や逃げ遅れの防止に努める。
【市民・事業者・行政】

＜雨水等の再利用の促進や水道・電力等のライフラインの体制整備＞

- ⑥-24 地下水の適正かつ合理的な利用を促進するため、関係団体と連携して、自主規制などを行い、地下水の保全を図る。また、雨水や下水再生水の再利用を促進するため、再生水等の供給環境を整備するとともに、住民への普及・啓発を図る。【市民・事業者・行政】

- ⑥-25 災害時に活用可能な井戸の確保に努めるとともに、普段活用されていない飲用井戸を水道水の代用水源として活用するため、水質検査などの体制整備を図る。【市民・事業者・行政】
- ⑥-26 水道施設について、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、水道事業者における水道施設の耐震化計画の策定と、その着実な実施を推進するとともに、応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化などの体制整備を行う。また、机上及び実地訓練における震災対策などの訓練や研修等を通じて、ノウハウの強化を図る。【事業者・行政】
- ⑥-27 下水道施設の耐震診断を実施し、改築更新時期等を考慮して、計画的に耐震対策を実施するとともに、下水道BCPの共同実施に向けた取組や応急復旧等の体制整備を図る。また、持続可能な下水道事業の実施に向けた農業集落排水の下水道への接続を図るほか、ストックマネジメント計画に基づき、適切な施設管理に努める。【行政】
- ⑥-28 発災時においても電力供給を確保するため、送電設備など各設備毎の耐震化対策や制御システムのセキュリティ確保のための評価認証制度の活用を図るとともに、重要な送電線の2回線化などバックアップ体制の整備も図る。また、応急復旧体制の整備や応急復旧用資機材等の確保を図る。【事業者】
- ⑥-29 発災時においてもガス供給を確保するため、設備の耐災害性の強化充実を図る。また、地震発生時の情報連絡体制及び職員の動員体制を確立するとともに、速やかに、設備を復旧できるように、平時から応急復旧用資機材を備え、停電対策の整備を図る。【事業者】

<食料・飲料水等の調達等の確保体制>

- ⑥-30 防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分（望ましくは1週間分）の食料・飲料水や携帯トイレ等を準備しておくよう努める。【市民・事業者・行政】
- ⑥-31 食料（食物アレルギーへの対応を含む。）や飲料水等について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。【事業者・行政】
- ⑥-32 食料や飲料水等について、島しょ部等の孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄に努めるとともに、関係業界等と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。【事業者・行政】

<帰宅困難者対策>

- ⑥-33 「災害発生時にはむやみに行動は開始しない。」という基本原則の周知徹底を図るとともに、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認などについて、必要な啓発を行う。【市民・事業者・行政】

⑥-34 事業所等に対し、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の促進等について、必要な啓発を行う。【事業者・行政】

⑥-35 避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応を定めておくなど避難所の運営体制の整備に努める。特に、丸亀駅の周辺の地域では、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、一時的に滞在できる施設の確保の検討を行う。【事業者・行政】

⑥-36 県とコンビニエンスストア等を展開する法人等との間で締結した協定により、災害時の徒歩帰宅者へのトイレや水道水の提供を求めるなど、徒歩帰宅者を支援する。【事業者・行政】

⑥-37 公共交通機関の運行状況や道路の復旧状況など帰宅するために必要な情報を、インターネット、報道機関による広報などにより、迅速に提供できる体制を構築する。【事業者・行政】

⑥-38 災害時における観光客等への帰宅支援が円滑に実施できるよう、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する体制を整備する。【事業者・行政】

<自主防災組織の活動体制の強化>

⑥-19 地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、防災関係機関等との連携を図るため、消防機関の指導の下に、自主防災組織と地域の事業者等との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練を行う。【市民・事業者・行政】<再掲>

⑥-39 地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努める。【市民】

⑥-40 自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で男女を問わず多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や防災士*の養成、自主防災組織のリーダーの研修に努める。【市民・事業者・行政】

⑥-41 地域の災害対応力を向上させるため、防災関係機関との連携のもと、市民等の自発的な防災活動に関する地区防災計画*の策定を促進する。【市民・事業者・行政】

<長周期地震動や大規模盛土造成地*等の対策>

⑥-42 国において、南海トラフ地震等における長周期地震動に対する超高層建築物等の設計基準等の検討が行われており、今後、建築基準法に基づく所要の基準改正が行われた場合には、改正基準に基づき、超高層建築物等の建築計画について適切に指導を行う。【事業者・行政】

⑥-43 大規模盛土造成地等の危険箇所の把握やマップ作成・公表を行うとともに、優先度の高いものから、危険度の状況について調査・確認を行う。【事業者・行政】

(3) 保健医療・福祉（記号：◎）

<医療救護体制の強化>

㉑-11 災害派遣医療チーム（DMAT）*などが被災地に円滑に到達できるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】<再掲>

◎-1 被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、県内他地域又は県外から医療協力を得るため、地域と連携した救護班の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、救護班の受入、患者の搬送、連絡体制等について調整、整備を行う。【事業者・行政】

◎-2 避難者数の増加に備え、簡易ベッドなどの資機材等の確保を図るほか、救護所の設置など医療救護体制を強化する。【事業者・行政】

◎-3 災害派遣医療チーム（DMAT）などが被災地に円滑に到達できるよう、また、医薬品や医療資機材が被災地に円滑に供給できるよう、緊急輸送路等の道路施設や港湾施設、海岸堤防等を耐震補強するとともに、障害物の除去などの道路啓開や航路啓開を円滑に実施するための応急復旧資機材の確保などを進め、戦略的に、災害時における、医師、医薬品や医療資機材等の輸送・供給体制を確保する。【事業者・行政】

◎-4 医師会が組織する災害派遣チーム（JMAT）*等が避難所・救護所等において、円滑に医療・保健衛生等の活動ができるよう、必要な体制整備を進める。【事業者・行政】

<島しょ部への対応>

◎-5 災害の発生に備え、島しょ部においては、地域的な偏在等により医師が不足していることから、医師の確保を推進するとともに、患者搬送手段として、ヘリポートの整備、かがわ医療情報ネットワーク（K-MIX R）*の積極的な活用など医療体制の充実を図る。【事業者・行政】

◎-6 県が導入するドクターヘリ*について、防災ヘリとの効率的な運用を図れるよう、必要な体制整備を進める。【行政】

<救護病院・災害拠点病院等の施設・設備の充実等>

◎-7 応急救護施設・災害拠点病院について、施設、設備の充実に努めるとともに、食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の促進を図る。また、医療機関における燃料等が優先的に配分されるよう協力体制の構築を行う。【事業者・行政】

◎-8 病院等を含めた公共施設管理者に対する、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発や相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。【事業者・行政】

＜社会福祉施設等における体制整備＞

- ◎-9 社会福祉施設等の被害状況を把握するシステム等のデジタル技術等を効果的に活用し、被災者の救出や受入れの調整が迅速に行えるよう、体制の整備に努める。【事業者・行政】
- ◎-10 社会福祉施設等において、災害時における県、市、関係機関、ボランティア団体等との連携協力体制を整備するほか、施設利用者の生活維持に必要な食料、飲料水等の備蓄や防災資機材、非常用自家発電機等の整備に努める。【市民・事業者・行政】

＜感染症等の発生・まん延における対策＞

- ⑩-15 指定避難場所の収容人数を考慮し、民間事業者等との連携による指定避難所以外の避難所の確保を検討する。【事業者・行政】＜再掲＞
- ◎-11 情報収集を迅速かつ的確に行い、感染症等の発生・まん延を防ぐため、必要に応じ、臨時の予防接種を行う体制や病原体に汚染された場所の消毒、昆虫等の駆除などの体制を整備するとともに、早期治療を行うことができるよう、医療提供体制を整備する。なお、市において、対応が困難な場合は、国による技術的援助又は県等による協力・支援を要請するなどの体制整備を図る。【事業者・行政】
- ◎-12 避難所等のマスク、消毒液やパーティション、テントなど感染症対策に必要な物資について、備蓄や協定締結事業者等との連携により、適切に確保する。【事業者・行政】
- ◎-13 感染症拡大防止のため、検査、救急、消毒等にかかる関係機関との連携強化を図る。【事業者・行政】

（４）エネルギー（記号：④）

＜再生可能エネルギーの導入促進＞

- ④-1 再生可能エネルギーの導入促進は、地球温暖化対策の観点やエネルギー源の分散化や地域経済への波及効果の観点から重要であるため、「住宅用太陽光発電設備設置等への補助」や「公共施設への太陽光発電システムや蓄電池の整備」など、地域と共生した再生可能エネルギーの導入促進に取り組む。【市民・事業者・行政】

＜災害に備えた燃料等の確保体制の整備＞

- ④-2 防災拠点施設などにおいて、非常用電源・自家発電設備や太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた設備などの整備等に努めるとともに、停電や燃料不足により災害対応に支障を来たすことがないように、非常用電源の運転等に必要な燃料供給等について、民間事業者等と協定を締結するなど調達の確保を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ④-11 災害時の燃料供給が円滑に行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】＜再掲＞

㊦-7 応急救護施設・災害拠点病院について、施設、設備の充実に努めるとともに、食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の促進を図る。また、医療機関における燃料等が優先的に配分されるよう協力体制の構築を行う。【事業者・行政】＜再掲＞

㊦-9 社会福祉施設等について、非常用自家発電機等の整備に努める。【事業者】＜再掲＞

㊦-2 大規模災害発生時に停電等により燃料供給が滞ることがないように、災害対処に当たる車両等に優先供給を行う中核給油所などにおける燃料の備蓄を促進する。【事業者・行政】

㊦-3 事業者において、燃料等の仮貯蔵・取扱いのガイドラインの内容の円滑な実施が図られるよう、その内容について、消防機関などに周知を行う。【事業者・行政】

㊦-4 関係機関・団体等と連携し、障害物の除去などの道路啓開や航路啓開を含めた応急復旧体制を確立し、燃料供給ルートの確保を図る。【事業者・行政】

（５）情報通信（記号：㊦）

＜行政における情報伝達体制の強化＞

㊦-1 避難に関する情報伝達方法について、防災行政無線をはじめ、防災アプリや防災情報メールなど多様な手段の活用にも努めるとともに、情報収集・提供業務の担い手となる職員の確保・育成や体制整備に努める。【行政】

㊦-2 情報の伝わりにくい高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行うなど、自主防災組織等の多様な主体の協力を得ながら、情報伝達体制の整備等に努める。【市民・行政】

㊦-3 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、丸亀市防災行政無線、香川県防災行政無線、香川県防災情報システムやＬアラート（公共情報コモンズ）*などを活用した情報通信体制の整備の推進、情報通信施設の耐震性の強化、防災行政無線のデジタル化の促進等を図るとともに、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努めるほか、商用電源停電時も通信設備に支障のないよう、自動起動の非常用発電設備等の整備を図る。また、住民への情報伝達に有効な同報系無線*、戸別受信機*等の整備にも努め、住民による情報伝達体制も確立する。【市民・行政】

㊦-4 島しょ部等において、災害により、道路の寸断や通信の途絶による孤立集落が発生した際、救命、救助活動を円滑に実施するため、衛星携帯電話など持ち運びが可能な通信機器を整備する。【行政】

㊦-5 市内には多くの外国人が居住しているため、英語、スペイン語、中国語、やさしい日本語による災害時の情報提供に取り組む。また、多言語での防災マップの作成を行うなど、災害時を見据えたコミュニケーション支援を図るとともに、外国人を対象とした防災研修を行い、防災意識の向上を図る。【市民・行政】

＜事業者を含む情報伝達体制の整備＞

㊦-6 発災時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、地震に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成*などバックアップ体制の整備を図る。また、復旧要員及び復旧資材等の確保を図るなど応急復旧体制を整備する。【事業者・行政】

㊦-7 発災時における情報通信、放送の送出及び受信を確保するため、施設等の耐震性の強化、放送機材等の落下・転倒防止、非常電源設備の充実、応急復旧体制の整備など防災対策を推進する。【事業者】

（６）産業（記号：㊦）

＜業務継続体制の確保＞

㊦-1 商工会議所・商工会が中小企業のＢＣＰ策定の相談・指導窓口として機能するよう支援するとともに、中小企業向けのＢＣＰ策定セミナーの開催等を行い、早期のＢＣＰ策定を促進する。【事業者・行政】

㊦-2 事業者が、地域の具体的な被害想定 of 情報を共有し、事業継続の取組を行えるよう、ハザードマップ*等の普及・啓発を促進する。【事業者・行政】

＜サプライチェーン*の途絶を防ぐ対策＞

㊦-3 大規模災害において、サプライチェーンを一貫して途絶させないため、道路施設や港湾施設、海岸堤防等の耐震化など地震・津波への対策を進めるとともに、輸送体制等の確保を図る。【事業者・行政】

（７）交通・物流（記号：㊧）

＜物資の供給・輸送体制の強化＞

㊧-11 物資の緊急輸送が円滑に行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のＢＣＰ策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】＜再掲＞

㊦-3 大規模災害において、サプライチェーンを一貫して途絶させないため、道路施設や港湾施設、海岸堤防等の耐震化など地震・津波への対策を進めるとともに、輸送体制等の確保を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

㊧-1 緊急輸送路や港湾区域内等について、障害物の除去などの道路啓開や航路啓開を円滑に実施するため、関係機関が連携し、応急復旧用資機材の確保など体制整備を図る。【事業者・行政】

㊧-2 物資の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するとともに、物資輸送訓練を実施し、緊急輸送体制の構築を図る。【事業者・行政】

㊧-3 「プル型支援*」においては、被災者のニーズを的確に把握し、適切な量と品質の物資の確実な供給が必要となるため、こうした支援が円滑に行えるよう体制整備を図る。【事業者・行政】

- ㊤-4 港湾区域内の航路等について、漂流物等により船舶の運航に支障が生じないよう、国や県と連携するとともに、関係企業や団体の協力も求め、速やかな障害物の除去等に努める。【事業者・行政】

＜道路ネットワークの強化＞

- ㊤-5 物資の緊急輸送体制や救急・救命・消防活動体制を強化するため、都市計画道路を含めた道路の早期完成に向け、国や県と連携して整備を積極的に推進する。【事業者・行政】
- ㊤-6 災害時に輸送ルートの迂回路として利用可能な農道や林道等の情報について、代替路の確保等の観点から、関係者間で緊密に情報共有を図る。【事業者・行政】
- ㊤-7 津波をはじめとする自然災害からの避難を確実にを行うため、避難場所やそこに連絡する避難路の整備、確保、維持管理を積極的に推進する。【行政】

＜道路施設の防災対策＞

- ㊤-8 耐震点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設のうち、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を実施するとともに、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行う。また、都市防災対策として、電線共同溝事業を推進し、道路機能の確保を図る。【事業者・行政】
- ㊤-9 道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、道路施設の老朽化対策として、長寿命化計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な架け替えの実施を行うとともに、主要な道路について代替路を確保するための道路整備など複数ルートの確保を図る。【行政】
- ㊤-10 道路法面の崩壊、路面の損傷等が予想される危険個所について防災工事を行うなど道路施設の整備を図る。【行政】
- ㊤-11 道路の路面下の空洞化による陥没等を防ぐため、空洞化状況の効果的かつ効率的な調査方法についても検討を行う。【事業者・行政】

＜港湾施設の防災対策＞

- ㊤-12 港湾施設について、発災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図るため、施設の整備を促進するとともに、施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づく整備を行うよう努める。【行政】

＜丸亀総合運動公園の活用＞

- ㊤-13 被災時の被害状況が軽度と考えられる丸亀総合運動公園を、県域のみではなく四国の防災拠点とするため、本施設へと連絡する経路の整備と機能維持を行う。【行政】

＜新幹線の導入促進＞

- ㊤-14 災害に対する交通インフラの強靱化が図られる新幹線の導入を促進する。【事業者・行政】

＜地域公共交通の活用＞

㊄-15 発災時において、地域公共交通を活用した迅速な復旧活動や物資支援が行えるよう、体制整備を図る。【事業者・行政】

＜島しょ部等における道路施設等の防災対策＞

㊄-16 島しょ部や孤立集落において、迅速な復旧活動や物資支援が行えるよう、道路・港湾・海岸堤防等の耐震補強等必要な安全性を確保するとともに、障害物の除去等を円滑に実施するため、応急対策資機材の確保や関係機関との連携強化などに努める。【事業者・行政】

（８）農林水産（記号：㊄）

＜ため池の防災対策＞

㊄-1 地震等により決壊した場合に甚大な被害が想定される３万ｔ以上のため池を対象に作成した、決壊したときの浸水想定区域や避難場所・避難所、避難経路を示すハザードマップについて、市民への普及啓発を促進し、住民の避難体制を確立する。【市民・事業者・行政】

㊄-2 地震等に伴うため池の決壊等を未然に防止するため、老朽化ため池の整備を行い、農業用水を確保する。【事業者・行政】

㊄-3 地震等により決壊した場合に甚大な被害が想定される防災上重要な中小規模ため池を対象に、国の防災対策を踏まえ、必要な耐震化整備を行うなど地域の安全性の確保を図る。【事業者・行政】

㊄-4 豪雨や台風等による被害を未然に防止するため、防災上危険で放置することのできない中小規模ため池を対象に、保全または機能廃止を含めた防災のための整備を促進する。【行政】

＜農業施設の整備や地域資源の保全管理＞

㊄-5 農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮させるため、耕作放棄、鳥獣対策など農地の保全を図るとともに、施設管理者と非農業者を含めた地域住民が連携して、農道、水路、ため池等の地域資源の適切な保全管理を推進する。【市民・事業者・行政】

㊄-6 防災・減災力の強化を含めた農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮の観点から、地域住民による共同活動に対する支援を行い、農道、水路、ため池等の地域資源の適切な保全管理等を推進するとともに、これらを通じて、地域防災力の強化を図る。【市民・事業者・行政】

㊄-7 農業に係る生産基盤等について、災害に対応するため、水源であるため池や基幹的農業水利施設*、農道等の改修・整備を推進する。【事業者・行政】

㊄-8 津波・高潮等の発災後、優良な農地における農業生産活動が回復できるよう、罹災農地における塩分濃度を低下させるための指導を行うなど必要な塩害対策を促進する。【事業者・行政】

＜漁港施設の整備＞

- ⑩-9 防波堤等の漁港施設の機能の保全を行うため、老朽化・利用状況に合わせた機能保全計画の見直しを適宜行うとともに、計画に基づく整備に努める。【行政】
- ⑩-10 漁協等に対して BCP ガイドラインの普及を行い、水産物の一連の生産・流通過程に係る個別地域 BCP の策定の促進を図る。【事業者・行政】

＜森林整備・保全対策＞

- ⑩-11 森林の整備にあたっては、山地災害防止等の各機能の高度発揮を図るため、機能に応じた望ましい森林の姿に向けて、地域に根差した植林も活用しながら、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。また、自然公園等の防災対策として、利用者の緊急避難路や避難所となりうる主要動線の再整備や施設の老朽化対策を推進する。
【市民・行政】
- ⑩-12 森林が有する多面的機能を発揮するため、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を推進する。【市民・行政】
- ⑩-13 県など関係団体との情報交換により、山地災害のおそれのある箇所の間伐等の森林整備と治山ダム工等の治山対策の効果的・効率的な実施による災害に強い森林づくりを推進するとともに、強靱で災害に強く、災害時には代替路としての機能が確保できる林道の整備を推進する。【市民・行政】
- ⑩-14 鳥獣による農林業被害により、耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下を防ぐため、鳥獣の侵入防止や捕獲による個体数の調整など、ソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する。【市民・行政】

（９）国土保全（記号：①）

＜河川・海岸堤防等の整備＞

- ①-1 河川や海岸堤防等について、国や県が策定している「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先度の高い箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては耐震性を配慮して整備する。また、発災時における背後地への浸水被害を防ぐため、施設の老朽化対策として、長寿命化計画等に基づく整備を行うよう努める。【行政】
- ①-2 浸水等河川流域の災害による被害の軽減を図るため、維持・修繕等を行うとともに、国や県が策定している「河川整備計画」に基づき、河積の確保や堤防の整備を行う。【行政】
- ①-3 河川・海岸堤防等の整備にあたっては、自然との共生や自然環境に配慮する。【行政】

＜津波等からの円滑な避難を確保するための対策＞

- ①-4 津波等からの円滑な避難を確保するため、津波ハザードマップの活用などにより、早期避難について、住民への周知に努める。【市民・行政】

- ①-5 洪水・内水*・高潮からの円滑な避難を確保するため、想定し得る最大規模の浸水想定を行い公表して、各種ハザードマップの作成を促進し、住民の避難体制を確立するとともに、排水機場等の排水施設の整備を行う。【市民・行政】
- ①-6 浸水想定区域の区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所など迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定め、住民に周知する。【市民・行政】
- ①-7 女性層に対する団員への参加促進等消防団の活性化を推進するとともに、水防活動の担い手を確保し、消防団の育成及び強化を図る。【市民・行政】
- ①-8 津波への迅速な対応が可能になるよう、水門等の自動化、遠隔操作化等について、検討を進める。【行政】
- ①-9 河川や海岸堤防等について、国や県が策定している「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先度の高い箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、地震発生時に適切な避難が行えるよう、避難方法等について、あらかじめ十分な広報・啓発を行う。【市民・行政】
- ①-10 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成及び、避難訓練の実施を促進する。【行政】

<河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策>

- ①-11 各河川の流域の特性等を考慮し、河川、ため池、水田、市街地、森林などにおいて流域全体の関係機関等が協働して取り組む「流域治水プロジェクト*」を推進する。【行政】
- ①-12 排水対策について、全庁的な取組の情報交換と共有を図りながら、内水氾濫を防ぐ市域全体の排水対策を推進する。【行政】

<土砂災害や山地災害への対応>

- ①-13 地震や集中豪雨等による土石流、急傾斜地崩壊、地すべり及び山地災害の危険性を住民に周知し、住民の被害の防止に努める。特に、土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所等については、広報活動等を行い、住民等への周知を徹底するとともに、土砂災害のおそれのある区域について、土砂災害警戒区域等の指定を推進する。【行政】
- ①-14 土石流や山地災害などの危険区域付近の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、避難場所及び避難所、避難経路、避難方法、情報の伝達手段等をあらかじめ定めるなど土砂災害や山地災害の危険区域に対する警戒避難体制を強化する。【市民・行政】
- ①-15 土砂災害から市民の生命や財産を守るため、斜面や溪流など危険箇所の点検等を行う砂防ボランティアの活動を支援する。【市民・行政】
- ①-16 土石流危険溪流について、危険度の高いところから、災害を未然に防止するための砂防工事の要望を県へ行うとともに、事業に対しての協力を行う。【行政】

①-17 急傾斜地崩壊危険箇所について、市が行う小規模なものについては、危険度や地元要望等を勘案し、崩壊防止対策工事を行う。また、大規模なものについては、危険度の高いところから、災害を未然に防止するための崩壊防止工事の要望を県へ行うとともに、事業に対しての協力を行う。【行政】

①-18 地すべり危険箇所について、危険度の高いところから、災害を未然に防止するための地すべり防止工事の要望を県へ行うとともに、事業に対しての協力を行う。【行政】

①-19 山地災害危険地について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業*を行う。【行政】

(10) 環境（記号：①）

<廃棄物処理対策>

①-1 有害物質の漏えい等により、有害物質が災害廃棄物に混入した場合、災害廃棄物の処理に支障が生じることから、有害物質に係る情報を事前に把握するよう努める。【事業者・行政】

①-2 災害廃棄物処理計画の実行性を高めるため、廃棄物処理の実務経験者や専門的な技術に関する知識・経験を有する者をリストアップするとともに、研修会や計画に基づく訓練の開催などにより、人材の育成を図る。【行政】

①-3 廃棄物処理施設について、地震による施設の被害を抑えるとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、十分な大きさの仮集積場・処分場の候補地の検討等を行うとともに、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。【事業者・行政】

<津波等による漂流物の対策>

②-4 港湾区域内の航路等について、漂流物等により船舶の運航に支障が生じないよう、国や県と連携するとともに、関係企業や団体の協力も求め、速やかな障害物の除去等に努める。【事業者・行政】<再掲>

①-4 津波等により大量のごみや流木等が海に発生した場合に備え、情報を的確に把握し、迅速に対応ができるよう、新技術の積極的な利活用も含めた連携体制や回収・処理体制の整備を図る。【行政】

<有害物質の漏えいによる環境汚染等の対策>

①-5 有害物質の漏えいによる環境汚染を防止するため、有害物質を取扱っている事業者において、有害物質の飛散及び流出の防止、周辺環境の汚染防止等の措置を講じるなど体制整備を図る。【事業者・行政】

<浄化槽に係る転換促進>

①-6 老朽化した単独浄化槽*から合併浄化槽*への転換を促進する。【市民・行政】

(11) 土地利用（記号：㊦）

㊦-1 災害発生後の円滑な復旧・復興のためには、土地の権利関係を明確にした現地復元能力のある地籍図等を整備しておくことが必要不可欠であることから、地籍調査事業の実施を促進する。【市民・行政】

㊦-2 長期的な視点で災害に強いまちづくりを進めるため、地域防災計画との有機的な連携を図るとともに、関係機関が連携して都市の防災機能の強化を図る。【市民・行政】

（横断的分野の推進方針）

（１）地域防災力の強化（記号：㊦）

㊦-9 津波避難対象地区において、重点的に自主防災組織の結成や活動促進に努める。
【市民・行政】＜再掲＞

㊦-11 高齢者、障がい者等の要配慮者のうち避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、警察や消防機関、自主防災組織などに対し、名簿を提供するほか、要支援者毎の個別避難計画を策定するなど避難を支援する体制の整備を図る。【市民・事業者・行政】＜再掲＞

㊦-18 各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。【市民・事業者・行政】＜再掲＞

㊦-19 地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、防災関係機関等との連携を図るため、消防機関の指導の下に、自主防災組織と地域の事業者等との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練を行う。【市民・事業者・行政】＜再掲＞

㊦-39 地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努める。【市民】＜再掲＞

㊦-40 自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で男女を問わず多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や防災士の養成、自主防災組織のリーダーの研修に努める。【市民・事業者・行政】＜再掲＞

㊦-41 地域の災害対応力を向上させるため、防災関係機関との連携のもと、市民等の自発的な防災活動に関する地区防災計画の策定を促進する。【市民・事業者・行政】＜再掲＞

㊦-6 防災・減災力の強化を含めた農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮の観点から、地域住民による共同活動に対する支援を行い、農道、水路、ため池等の地域資源の適切な保安全管理等を推進するとともに、これらを通じて、地域防災力の強化を図る。【市民・事業者・行政】＜再掲＞

㊦-7 女性層に対する団員への参加促進等消防団の活性化を推進するとともに、水防活動の担い手を確保し、消防団の育成及び強化を図る。【市民・行政】＜再掲＞

①-15 土砂災害から市民の生命や財産を守るため、斜面や溪流など危険箇所の点検等を行う砂防ボランティアの活動を支援する。【市民・行政】＜再掲＞

①-1 「自らの命は自らが守る」という意識を徹底し、地域の災害リスクととるべき避難行動について理解を深めるよう、地域住民に対する防災知識の普及啓発、学校における防災教育の推進、大学や関係団体等と連携した防災・危機管理に関するリーダーなどの人材育成を通じて、地域防災力の強化を図る。また、A I やビッグデータ*など進化し続けるデジタル技術に的確に対応し、本市のデジタル化の推進を支える「デジタル人材の育成」を推進する。【市民・事業者・行政】

(2) 老朽化対策（記号：㊦）

⑥-26 水道施設について、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、水道事業者における水道施設の耐震化計画の策定と、その着実な実施を推進する。【事業者・行政】＜再掲＞

⑥-27 持続可能な下水道事業の実施に向けた農業集落排水の下水道への接続を図るほか、ストックマネジメント計画に基づき、適切な施設管理に努める。【行政】＜再掲＞

㊦-9 道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、道路施設の老朽化対策として、長寿命化計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な架け替えの実施を行うとともに、主要な道路について代替路を確保するための道路整備など複数ルートの確保を図る。【行政】＜再掲＞

㊦-12 港湾施設について、発災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図るため、施設の整備を促進するとともに、施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づく整備を行うよう努める。【行政】＜再掲＞

⑥-2 地震等に伴うため池の決壊等を未然に防止するため、老朽化ため池の整備を行い、農業用水を確保する。【事業者・行政】＜再掲＞

⑥-7 農業に係る生産基盤等について、災害に対応するため、水源であるため池や基幹的農業水利施設、農道等の改修・整備を推進する。【事業者・行政】＜再掲＞

⑥-9 防波堤等の漁港施設の機能の保全を行うため、老朽化・利用状況に合わせた機能保全計画の見直しを適宜行うとともに、計画に基づく整備に努める。【行政】＜再掲＞

①-1 河川や海岸堤防等について、発災時における背後地への浸水被害を防ぐため、施設の老朽化対策として、長寿命化計画の策定等に基づく整備を行うよう努める。【行政】＜再掲＞

①-6 老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進する。【市民・行政】＜再掲＞

(3) 新技術対策（記号：㊦）

- ㊦-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】
- ㊦-2 大規模災害時等における、発災前のリスク低減、災害発生時の早期避難の実現、迅速な復旧・復興等に向け、デジタル技術を積極的に利活用していく仕組みの構築に努める。【事業者・行政】

(4) 広域連携（記号：㊧）

- ㊧-6 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携の強化を図る。特に、大規模災害の発生において、自治体間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、応援協定を締結するなどにより、相互応援体制の整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊧-7 大規模な災害等において、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。【行政】＜再掲＞
- ㊧-8 災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に応援・受援ができるよう、連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊧-18 県内の市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の応援・受援体制の整備に努める。【行政】＜再掲＞
- ㊧-21 自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順などを取り決めておくとともに、派遣要請を行う分野について、事前に自衛隊に連絡しておくなど体制を整備する。【行政】＜再掲＞
- ㊧-26 水道施設について、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、水道事業者における水道施設の耐震化計画の策定と、その着実な実施を推進する。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊧-1 被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、県内他地域又は県外から医療協力を得るため、地域と連携した救護班の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、救護班の受入、患者の搬送、連絡体制等について調整、整備を行う。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊧-11 感染症等の発生・まん延を防ぐため、市において、対応が困難な場合は、国による技術的援助又は県等による協力・支援を要請するなどの体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

3 見直しのポイント

(1) 国基本計画及び県地域計画を踏まえた主な見直し

- ①地域防災力の向上
 - ・「自らの命は自らが守る」という防災意識の向上
 - ・地域住民等の自発的な防災活動に関する地区防災計画策定の促進
- ②多様な情報収集・提供手段の確保
 - ・災害の現場における小型無人機などの新技術の活用
 - ・防災アプリの活用など避難に関する情報の伝達方法の多様化
- ③被災者等の健康・避難生活環境の確保
 - ・要配慮者のための福祉避難所を確保するなど避難所の運営体制づくりの促進
 - ・医療機関における燃料等が優先的に配分されるよう協力体制の構築
- ④文化財の保護
 - ・発災後の文化財の修復、保全や保護に向けた体制の整備

(2) 近年の大規模災害の課題や社会情勢等を踏まえた見直し

- ①近年の大規模な風水害における課題等を踏まえた対応強化
 - ・各種ハザードマップの作成・公表を促進し、住民の避難体制を確立
 - ・指定避難所の収容人数や災害リスク等を考慮し、近隣市町との連携による広域避難の検討
 - ・洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設における避難確保計画作成及び避難訓練の実施
 - ・各河川の流域の特性等を考慮し、河川流域全体の関係機関等が協働して取り組む「流域治水プロジェクト」の推進
 - ・排水対策について、全庁的な取組の情報交換と共有を行いながら、内水氾濫を防ぐ市域全体の排水対策を推進
- ②「南海トラフ地震臨時情報」発表時の対応
 - ・「南海トラフ地震臨時情報」に関する周知啓発
- ③感染症対策の強化
 - ・感染症拡大防止のための検査、救急、消毒等にかかる関係機関との連携強化
 - ・避難所における、マスクや消毒液など感染症対策に必要な備蓄品や資材等の確保
 - ・指定避難所の収容人数等を考慮し、民間事業者等との連携による指定避難所以外の避難所の確保を検討

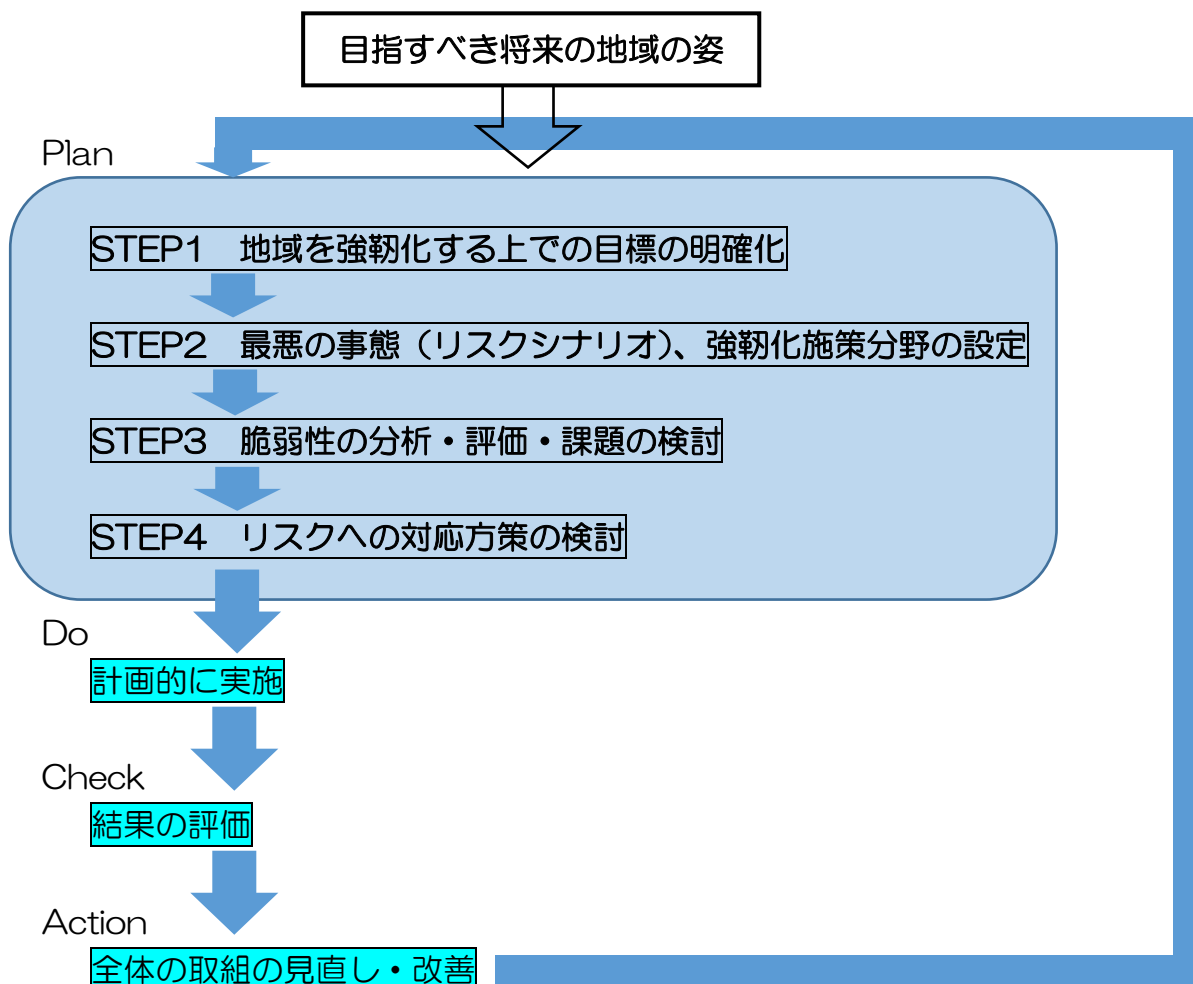
4 その他

消防防災施設の整備、道路や港湾などの公共施設等の整備、学校施設や社会福祉施設の耐震化、農林水産関係施設の整備などについて、総合計画や地域防災計画などの定めるところにより、その充実・強化を図る。

VI. 計画の推進

1 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

本計画を着実に推進するにあたり、可能なものについては、計画の達成度や進捗状況を把握するための重要業績評価指標（KPI）を設定することとし、重要業績評価指標を用いて、実施に係る問題点、国基本計画及び県地域計画の修正内容等を踏まえつつ、Plan（施策の見直し、他の関連計画の修正）、Do（施策の計画的な実施）、Check（進捗状況等の把握、結果の評価）、Action（全体の取組の見直し・改善）で構成されるPDCAサイクルによる点検、見直しを行っていくこととする。



2 重要業績評価指標（KPI）

指標 等	現状 (令和2年度)	実績値		目標 (令和8年度)	リスクシナリオ
市道西土器南北線道路整備事業(170m)(整備率)	7%	R4	40%	100%(R9)	1-1,2-1,2-5,6-3
		R5	40%		
		R6			
		R7			
		R8			
市道南三浦上分線道路整備事業(390m)(整備率)	53%	R4	71%	100%(R14)	1-3,1-4,6-3
		R5	81%		
		R6			
		R7			
		R8			
市道原田金倉線道路整備事業(250m)(整備率)	0%	R4	13%	100%(R8)	2-1,2-5,6-3
		R5	16%		
		R6			
		R7			
		R8			
都市計画道路土器線道路整備事業(270m)(整備率)	0%	R4	4%	100%(R9)	1-1,6-3
		R5	5%		
		R6			
		R7			
		R8			
都市計画道路土居城東土器線道路整備事業(360m)(整備率)	0%	R4	0%	100%(R9)	1-1,2-1,2-5,6-3
		R5	1%		
		R6			
		R7			
		R8			
道路橋りょう点検事業(整備率)	46%	R4	82%	100%(R5)	1-1,2-2,2-5,3-1,5-1,6-3
		R5	100%		
		R6			
		R7			
		R8			
道路橋りょう長寿命化修繕計画策定事業(整備率)	0%	R4	100%	100%(R4)	1-1,2-2,2-5,3-1,5-1,6-3
		R5	100%		
		R6			
		R7			
		R8			

指標 等	現状 (令和2年度)	実績値		目標 (令和8年度)	リスクシナリオ
市道土器土居線土器川橋他補修事業(整備率)	16%	R4	55%	100%(R9)	1-1,2-2,2-5,3-1,5-1,5-2,6-3
		R5	70%		
		R6			
		R7			
		R8			
市道五反地沖線道路整備事業(250m)(整備率)	0%	R4	4%	100%(R8)	2-1,2-5,6-3
		R5	4%		
		R6			
		R7			
		R8			
市道昭和町田村線外2線舗装修繕事業(整備率)	0%	R4	0%	100%(R11)	1-1,2-2,2-5,3-1,5-1,6-3
		R5	0%		
		R6			
		R7			
		R8			
鋼製防潮扉(陸こう)の整備箇所数	99箇所	R4	105箇所	114箇所(R8)	1-3,5-2,7-3
		R5	108箇所		
		R6			
		R7			
		R8			
地域介護・福祉空間整備等施設整備事業 認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業(整備率)	0%	R4	0%	100%(R6)	2-5
		R5	0%		
		R6			
		R7			
		R8			
個別住戸改善事業(十番丁、外浜団地 全286戸)	24戸	R4	27戸	41戸	1-1,1-2,7-2
		R5	30戸		
		R6			
		R7			
		R8			
市営川西団地整備事業(整備率)	5%	R4	39%	100%(R10)	1-1,1-2,7-2
		R5	55%		
		R6			
		R7			
		R8			

指標 等	現状 (令和2年度)	実績値		目標 (令和8年度)	リスクシナリオ
市営二軒茶屋団地整備事業(整備率)	0%	R4	28%	100%(R11)	1-1,1-2,7-2
		R5	42%		
		R6			
		R7			
		R8			
市営本島団地整備事業(整備率)	0%	R4	15%	100%(R12)	1-1,1-2,7-2
		R5	30%		
		R6			
		R7			
		R8			
城東団地整備事業(整備率)	0%	R4	33%	100%(R7)	1-1,1-2,7-2
		R5	33%		
		R6			
		R7			
		R8			
消防団員数	630人	R4	620人	698人	1-1,1-2,1-3, 2-3,7-1
		R5	608人		
		R6			
		R7			
		R8			
耐震性防火水槽の設置基数	59基	R4	64基	72基	1-2,7-1
		R5	66基		
		R6			
		R7			
		R8			
住宅用火災警報器の設置率	60%	R4	54%	80%	1-2,7-1
		R5	70%		
		R6			
		R7			
		R8			
防災拠点となる公共施設の耐震化率	94.9%	R4	97.6%	98.6%	1-1,3-1,7-2
		R5	98.1%		
		R6			
		R7			
		R8			

指標 等	現状 (令和2年度)	実績値		目標 (令和8年度)	リスクシナリオ
空き家対策総合支援事業 老朽危険空き家の除去件数(累計)	200件	R4	299件	500件	1-1,7-2
		R5	343件		
		R6			
		R7			
		R8			
住宅・建築物安全ストック形成事業 民間住宅耐震対策にかかる支援件数(累計)[耐震診断]	259件	R4	288件	379件	1-1,5-2,7-2
		R5	299件		
		R6			
		R7			
		R8			
住宅・建築物安全ストック形成事業 民間住宅耐震対策にかかる支援件数(累計)[耐震改修工事]	135件	R4	153件	225件	1-1,5-2,7-2
		R5	157件		
		R6			
		R7			
		R8			
地域防災拠点建築物整備緊急促進事業 民間所有ビルや集客施設の耐震化件数(累計)	1件	R4	1件	7件	1-1,7-2
		R5	1件		
		R6			
		R7			
		R8			
丸亀市大手町周辺地区都市構造再編集集中支援事業	2件	R4	2件	4件	1-1,7-2
		R5	3件		
		R6			
		R7			
		R8			
住宅・建築物耐震改修事業 民間危険ブロック塀撤去支援事業(累計)	153件	R4	186件	253件	1-1,1-3,4-1,7-2
		R5	203件		
		R6			
		R7			
		R8			
防災機能を有した公園数	2件	R4	2件	4件	1-2,7-1
		R5	2件		
		R6			
		R7			
		R8			

指標 等	現状 (令和2年度)	実績値		目標 (令和8年度)	リスクシナリオ
綾歌総合文化会館施設整備事業 (特定天井耐震改修 工期:R8~R9 指標:進捗率)	0%	R4	0%	30.0%	1-1
		R5	0%		
		R6			
		R7			
		R8			
住宅用太陽光発電システム設置費補助金件数(累計)	2,408件	R4	2682件	3,200件	6-1
		R5	2781件		
		R6			
		R7			
		R8			
住宅用蓄電システム設置費補助金件数(累計)	102件	R4	288件	700件	6-1
		R5	418件		
		R6			
		R7			
		R8			
地域防災拠点建築物整備緊急促進事業 コミュニティセンター等の整備件数(累計)	0件	R4	1件	2件	1-1,7-2
		R5	2件		
		R6			
		R7			
		R8			
雨水排水対策実施箇所数	—	R4	0箇所	9箇所	1-4,6-4,8-3
		R5	0箇所		
		R6			
		R7			
		R8			
今津・西汐入川・中府・土器排水区浸水対策事業(床上 浸水解消率)	0%	R4	0%	100%(R6)	1-4,6-4,8-3
		R5	0%		
		R6			
		R7			
		R8			
塩屋ポンプ場5施設耐水化事業(整備率)	0%	R4	0%	50%	1-4,6-4,8-3
		R5	0%		
		R6			
		R7			
		R8			

指標 等	現状 (令和2年度)	実績値		目標 (令和8年度)	リスクシナリオ
合併処理浄化槽の設置補助基数(累計)	8,067基	R4	8,590基	9,567基(R7)	6-2
		R5	8,872基		
		R6			
		R7			
		R8			
今津,清水,中府,土器,飯山,綾歌処理分区管渠新設(下水処理人口普及率)	44%	R4	44%	45%(R4)	6-2
		R5	44%		
		R6			
		R7			
		R8			
流域関連公共下水道(飯山・綾歌処理分区)農集接続(整備率)	0%	R4	0%	100%(R7)	6-2
		R5	0%		
		R6			
		R7			
		R8			
丸亀市浄化センター再構築事業(整備率)	17%	R4	38%	100%(R6)	6-2
		R5	96%		
		R6			
		R7			
		R8			
塩屋ポンプ場5施設(汚水ポンプ)老朽化対策事業(改築率)	25%	R4	37%	100%(R7)	6-2
		R5	65%		
		R6			
		R7			
		R8			
城西,城北,昭和,蓬萊,塩屋,中府,飯山,綾歌処理分区(管渠更生) 老朽化対策事業(改築更新率)	0%	R4	25%	100%(R7)	6-2
		R5	39%		
		R6			
		R7			
		R8			
塩屋ポンプ場2施設(雨水ポンプ等)老朽化対策事業(改築率)	60%	R4	100%	100%(R4)	6-2
		R5	100%		
		R6			
		R7			
		R8			

指標 等	現状 (令和2年度)	実績値		目標 (令和8年度)	リスクシナリオ
塩屋ポンプ場6施設耐震化事業(整備率)	0%	R4	15%	50%	6-2
		R5	15%		
		R6			
		R7			
		R8			
塩屋ポンプ場2施設(雨水ポンプ等)老朽化対策事業 (第2期)(改築率)	—	R4	0%	90.5%(R9)	6-2
		R5	0%		
		R6			
		R7			
		R8			
今津他4地区大規模雨水処理施設整備事業	0%	R4	0%	25%	1-4,6-4,8-3
		R5	0%		
		R6			
		R7			
		R8			
地域の自主防災訓練の参加人数(年間)	1,006人	R4	2,171人	4,800人	1-2,2-3,4-2,7-1,8-2
		R5	2,969人		
		R6			
		R7			
		R8			
「地区防災計画」策定済の地区数(累計)	1地区	R4	9地区	15地区	1-1,1-2,1-3,2-7
		R5	12地区		
		R6			
		R7			
		R8			
防災士の資格取得助成数(累計)	109人	R4	127人	140人	2-3,7-1,8-2
		R5	132人		
		R6			
		R7			
		R8			
災害時応援協定数	102件	R4	109件	135件	1-1,1-3,1-5,2-2,2-5,2-6,3-1,5-3,8-1
		R5	116件		
		R6			
		R7			
		R8			

指標 等	現状 (令和2年度)	実績値		目標 (令和8年度)	リスクシナリオ
市業務継続計画の策定	策定済	R4	改定実施	適切な改定	2-2,2-4,3-1,8-2
		R5	運用中		
		R6			
		R7			
		R8			
地籍調査の進捗率	56.8%	R4	58.6%	64.7%	8-3,8-5
		R5	59.5%		
		R6			
		R7			
		R8			
本島町笠島伝統的建造物群保存地区防災施設整備事業(進捗率)	0%	R4	40%	100%(R5)	8-4
		R5	100%		
		R6			
		R7			
		R8			
丸亀城石垣崩落復旧整備事業	5.2%	R4	37.4%	86.0%	8-4
		R5	43.1%		
		R6			
		R7			
		R8			
市指定文化財の修理件数(期間中の累計)	5件(H29-R2)	R4	0件	6件(R4-7)	8-4
		R5	0件		
		R6			
		R7			
		R8			
丸亀城石垣保全調査事業(石垣測量調査率)	8.3%	R4	20.1%	50.4%	8-4
		R5	25.5%		
		R6			
		R7			
		R8			
丸亀城石垣保全整備事業(雨水対策整備率)	0.0%	R4	13.4%	47.5%	8-4
		R5	14.7%		
		R6			
		R7			
		R8			

指標 等	現状 (令和2年度)	実績値		目標 (令和8年度)	リスクシナリオ
丸亀総合運動公園整備事業(整備率)	28%	R4	87%	100%(R5)	1-2,6-3,7-1
		R5	100%		
		R6			
		R7			
		R8			
社会福祉施設等整備事業(金山文化センター)	0%	R4	0%	100%(R7)	1-1,3-1,7-2
		R5	20%		
		R6			
		R7			
		R8			
金山児童館の整備事業	0%	R4	0%	100%(R7)	1-1,3-1,7-2
		R5	20%		
		R6			
		R7			
		R8			
社会福祉施設等整備事業(二軒茶屋総合センター)	0%	R4	0%	100%(R10)	1-1,1-3,3-1,7-2
		R5	0%		
		R6			
		R7			
		R8			
二軒茶屋児童館の整備事業	0%	R4	0%	100%(R10)	1-1,1-3,3-1,7-2
		R5	0%		
		R6			
		R7			
		R8			
小学校施設体育館空調設備設置事業	0%	R4	0%	100%(R13)	1-1、1-4、2-1、2-4、2-7、3-1、6-1
		R5	0%		
		R6			
		R7			
		R8			
中学校施設体育館空調設備設置事業	0%	R4	0%	100%(R9)	1-1、1-2、1-4、2-2、2-4、2-7、3-1、6-1
		R5	0%		
		R6			
		R7			
		R8			

参考（国・県事業）

名称 等	箇所・工区名 等	事業種別・工程内容 等	事業規模 等	事業期間		実施主体	リスクシナリオ
				事業着手	完了予定		
県立丸亀競技場	丸亀市金倉町	長寿命化	1式	R2	R6	県	1-1,1-2
国道11号	東かがわ市、さぬき市、高松市、宇多津町、丸亀市、三豊市 交通安全対策	交差点改良 歩道環境整備	交差点改良：6箇所 歩道環境整備：1箇所	-	-	国	1-1,6-3
(都)丸亀駅原田線	丸亀市塩飽町	幅員再配分(自歩道の整備)・無電柱化	L=0.28km	H30	R3	県	1-1,6-3
丸亀停車場線	丸亀市 山北	交通安全(歩道)	L=0.75km	H30	R8	県	
岡田丸亀線	丸亀市 岡田西	交通安全(歩道)	L=0.44km	R1	R6	県	
丸亀三好線	丸亀市 一里屋	交通安全(交差点改良)	L=0.30km	R2	R7	県	
情報基盤	県内一円	水防情報システム改修	水防情報システム改修 1式	H19	-	県	1-3,2-2,4-1,4-2,7-2
情報基盤	県内一円	砂防情報システム改修	砂防情報システム改修 1式	H24	-	県	
汚水処理事業 広域化・共同化計画	県及び8市9町	広域化・共同化計画 策定検討	香川県汚水処理事業の効率化に向けた広域化共同化計画策定	R1	R4	県	2-1,6-2
国道438号	丸亀市 飯山バイパス	バイパス	L=5.13km	H9	R8	県	2-1,6-3
国道438号	丸亀市 綾歌	現道拡幅	L=0.70km	H27	R12	県	
丸亀港	富士見	物揚場防食工	L=301m	R3	R6	県	2-2,2-5,5-1,6-3
丸亀港	蓬萊	護岸補修	L=450m	R2	R7	県	
西汐入川	丸亀市新浜町	水門耐震化	水門 N=1基	R2	R7	県	1-3,2-2,5-2,7-3
大東川	丸亀市飯山町	河川改修(広域河川)	L=1,700m	H13	R4	県	
丸亀港	本港・富士見・蓬萊・昭和	護岸の耐震化	L=446m	H26	R7	県	
中讃流域下水道	大東川処理区	水処理施設増設	水処理施設増設	H30	R6	県	6-2
中讃流域下水道	大東川浄化センター	長寿命化	下水道ストックマネジメント計画に基づく改築	H30	R4	県	
中讃流域下水道	金倉川浄化センター	長寿命化	下水道ストックマネジメント計画に基づく改築	H30	R4	県	
中讃流域下水道	大東川浄化センター 大東川幹線	耐震化	【処理場等】 沈砂池ポンプ・管理棟、汚泥処理棟 【幹線管渠】 橋梁添架部耐震化N=3箇所 幹線管渠耐震化 N=1式 人孔耐震化 N=1式	H30	R4	県	
中讃流域下水道	金倉川浄化センター 金倉川幹線	耐震化	【処理場等】 ポンプ機械棟、汚泥棟等の耐震化 【幹線管渠】 橋梁添架部の耐震化 N=1箇所 人孔耐震化 N=1式	H30	R4	県	
中讃流域下水道	大東川浄化センター 大東川幹線	耐震化	中継ポンプ場の耐震化 N=1式	H30	R4	県	

【起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの脆弱性評価結果】

1. 大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ

1－1：住宅・建築物等の大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

- 住宅及び建築物の耐震化については、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震改修の経済的負担が大きいことから、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。また、外壁等の非構造部材の耐震対策家庭における家具類等の転倒防止対策の促進を図るほか、子どもの安全を確保するため、通学路における民間危険ブロック塀の撤去を促進する。【市民・事業者・行政】
- 大規模な地震や風水害が発生した時に被害を受けやすい電柱、大規模盛土造成地等の施設・構造物の脆弱性を解消するため、それらの施設の安全性を向上させる必要がある。【事業者・行政】
- 膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保を図る必要がある。【事業者・行政】
- 公共施設等の耐震化については、避難所等にも利用されることから、さらなる促進を図る必要がある。また、吊り天井など非構造部材の落下防止対策等を推進する必要がある。【事業者・行政】
- 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。【市民・行政】
- 管理が不十分な老朽化した空き家は、防災上のみならず、防犯上も危険であるため、所有者の意向を踏まえつつ、危険と判断された場合は早期の除却が必要である。【市民・事業者・行政】

1－2：密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

- 大規模火災から人命の保護を図るための救助・救急体制の絶対的不足が懸念されるため、広域的な連携体制を推進するとともに、災害警備訓練などの被災者救助及び捜索関係施策を推進する必要がある。【行政】
- 火災の発生は様々な原因があることを踏まえ、装備資機材の充実、各種訓練等による災害対応機関等の災害対応力を向上させる必要がある。【市民・事業者・行政】
- 逃げ遅れの発生等を防ぐため、Jアラートによる緊急情報の確実な住民への伝達、ICT を活用した情報共有等の情報通信関係施策を推進する必要がある。【行政】
- 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。【市民・行政】＜再掲＞

1－3：大規模津波等による多数の死者の発生

- 南海トラフ地震（最大クラス）等の広域的かつ大規模の災害が発生した場合には、現状の施策で十分に対応できないおそれがあるため、津波防災地域づくり、地域の防災力を高める避難所等の耐震化、Jアラートの自動起動機の整備等による住民への適切な災害情報の提供、火災予防・危険物事故防止対策を進め、広域的かつ大規模な災害発生時の対応方策について検討する必要がある。【行政】
- 河川や海岸堤防等について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先度の高い箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を計画的に行うとともに、新設にあたっては耐震

性に配慮して整備する必要がある。【行政】

- 施設整備が途上であることが多いこと、災害には上限がないこと、様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策が必要である。【市民・行政】
- 津波をはじめとする自然災害からの避難を確実にを行うため、避難場所やそこに連絡する避難路の整備、確保、避難所の耐震化、沿道建築物の耐震化などの対策を関係機関が連携して進める必要がある。【市民・行政】
- 県と連携してハザードマップの一層の周知を図る必要がある。【行政】
- 水門、樋門等の自動化、遠隔操作化の検討を進めて、操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する必要がある。【行政】
- 島しょ部では津波災害が発生した場合に速やかな対応が困難になるものと想定されるため、本土との連携を緊密にし、災害対応能力を高める必要がある。【行政】
- 河川・海岸堤防等の整備にあたっては、自然との共生及び環境との調和に配慮する必要がある。【行政】
- 津波避難は、情報システムがなくても、強い揺れや弱くても長い揺れを感じたら、一人ひとりが速やかに沿岸部から離れ、可能な限り高い場所へ避難するのが基本であることを念頭に、指定緊急避難場所への誘導標識等の整備を進めるとともに、学校や職場、地域の自治組織等を通じ、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。【市民・事業者・行政】
- 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。【市民・行政】＜再掲＞
- 渋滞により避難が遅れる事態を回避するため、自動車を用いることができる者についてあらかじめ合意形成を図るとともに、それ以外の者は、徒歩や自転車で避難することを前提に、避難経路・避難方法を検討し、実行できる環境を整えていく必要がある。【市民・行政】
- 大規模災害発生時の早期避難の実現等に向け、デジタル技術の利活用を推進する必要がある。【事業者・行政】

1－4：異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

- 大規模な風水害や複数の災害が同時に発生する可能性もあるので、河川整備計画等に基づいた河道掘削や築堤、洪水調節施設の整備・機能強化等の対策等を進めるとともに、排水機場等の排水施設の整備を推進する。あわせて、土地利用と一体となった減災対策や、洪水時の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップ等の作成、防災情報の高度化、地域水防力の強化等のソフト対策を組み合わせ実施し、大規模水害を未然に防ぐため、それらを一層推進する必要がある。【市民・行政】
- 施設整備については、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要があるとともに、気候変動や少子高齢化等の自然・社会状況の変化に対応しつつ被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化を進める必要がある。【事業者・行政】
- 県と連携して、浸水想定区域の見直し等を踏まえた各種ハザードマップの見直し等ソフト対策を推進する必要がある。【行政】
- 近年の気候変動に伴い、頻発化・激甚化する風水害の課題を踏まえ、住民の避難行動を促し、人的被害

をなくすためには、洪水ハザードマップや避難場所、避難経路などを分かりやすい地図情報として確認できる環境を整備し、市民の防災意識の向上を図る必要がある。【市民・行政】

1－5：大規模な土砂災害（深層崩壊）、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生

- 全国瞬時警報システム（J-ALERT）*の自動起動機の整備等による住民への適切な災害情報の提供、土砂災害警戒区域の指定等が進められているが、広域的かつ大規模の災害が発生した場合には現状の施策で十分に対応できないおそれがある等の課題があるため、対応方策について検討する必要がある。【行政】
- 想定している規模以上の土砂災害、ため池の決壊等に対して、対応が困難となり人的被害が発生するおそれがあるため、被害を軽減する方策を検討する必要がある。【行政】
- 社会経済上重要な施設の保全のための施設整備が途上であることや、災害には上限がないこと、様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を進める必要がある。【市民・行政】
- 農地の管理の放棄、鳥獣被害等に伴う森林・農地の保全機能の低下、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生頻度の増加等による農村や山地における災害発生リスクの高まりが懸念されるとともに、ため池・基幹的水利施設等の改修や耐震化、山地災害危険地区等に対する治山施設の整備等の対策に時間を要するため、人的被害が発生するおそれがある。また、森林の整備にあたっては、山地災害防止等の各機能の高度発揮を図るため、機能に応じた望ましい森林の姿に向けて、多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。【市民・行政】
- 地域コミュニティと連携した施設の保全・管理等のソフト対策を組み合わせた対策を推進する必要がある。【市民・行政】

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1：被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

- 物資輸送ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進めるとともに、高速道路や国道を含め複数輸送ルートの確保を図る必要がある。【事業者・行政】
- 大規模地震が発生した場合に速やかな救命・救急、救助活動や緊急物資輸送体制を強化するため、都市計画道路を含めた路線の整備を早期に完成する必要がある。また、国、県の道路啓開計画に基づき優先的に市道の啓開を行う必要がある。【行政】
- 多数の市民が避難所に避難することで、一人当たりの居住スペースの減少、トイレの不足、医療従事者の不足、テントや車中泊による屋外生活者の発生により、保健衛生環境が悪化する可能性があり、その対策が必要となる。【行政】
- 発災後に迅速な救命活動や物資輸送を円滑に行うための道路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。【事業者・行政】
- 水道事業者における水道施設の耐震化計画の策定と、その着実な実施を推進する必要がある。また、応急給水拠点の整備、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用の検討を進める必要がある。【事業者・行政】
- 食料・燃料等の備蓄・供給拠点となる民間物流施設等の災害対応力を強化するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を促進する必要がある。【市民・事業者・行政】
- 燃料等の仮貯蔵・取扱いに関するガイドラインに基づき、関係機関への十分な周知・情報提供を図る必要がある。【事業者・行政】
- 民間物流施設の活用、関係者による協議会の開催、協定の締結、BCPの策定等により、国、県、市、民間事業者等が連携した物資調達・供給体制を構築するとともに、官民の関係者が参画する支援物資輸送訓練を実施し、迅速かつ効率的な対応に向けて実効性を高めていく必要がある。また、被災地の状況にあわせたプル型支援の円滑かつ的確な実施に向けた、情報収集・供給体制の構築等を進める必要がある。【事業者・行政】
- 公的施設・避難所等における燃料備蓄やLPガス等の活用、自家発電設備等の導入を促進するとともに、各家庭、避難所等における備蓄量の確保を促進する必要がある。学校施設の多くが指定避難所に指定されているが、断水時のトイレや電力、備蓄機能などの防災機能強化等を推進する必要がある。【市民・事業者・行政】

2-2：長期にわたる離島の孤立や孤立集落の発生

- 道路の防災、震災対策や防災機能強化港の耐震岸壁の整備、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等を進めているが、広域的かつ大規模の災害が発生した場合には、島しょ部等では現状の施策で十分に対応できないおそれがある等の課題があるため、進捗を推進するとともに対応方策を検討する必要がある。【市民・行政】
- 高齢化率の高い島しょ部においては、災害発生時に道路が寸断した場合に交通手段確保困難等により迅速な救急・救助活動や物資供給活動を行うことができないおそれも想定されるため、民間を含め多様な主体が利用する航路を把握し活用すること等により、周辺自治体との連携や物資供給ルートの確保し、代

替航路を確保するための取組を促進するとともに、民間備蓄との連携等による備蓄の推進を図る必要がある。【市民・事業者・行政】

- 島しょ部は災害対応機能が十分に整備されていない場合も多く、また海に隔てられているため、速やかな災害対応に困難が伴う場合が多い。このため、本土との連携を緊密にし、本土の災害対応能力の活用を行う必要がある。【市民・行政】
- 島しょ部は土地利用上の制約も多く、避難場所が限定される可能性もあるので、安全かつ安心して避難できる場所を確保する必要がある。【市民・行政】
- 災害発生時に機動的・効率的な活動を確保するための体制の整備、必要な装備資機材の整備、通信基盤施設の堅牢化・高度化、小型無人機の導入、災害関連情報の収集・提供のためのシステムの活用、地理空間情報の活用等により、多様な情報収集・提供手段の確保に向けた取組を推進する必要がある。【市民・行政】
- 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。【行政】

2－3：消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

- 消防等において災害対応力強化のための体制、装備資機材等の充実強化を推進する必要がある。加えて、消防団の体制・装備・訓練の充実強化や、水防団、自主防災組織の充実強化、道路啓開等を担う建設業の人材確保を推進する必要がある。さらに、市外からの応援部隊の受入、連携活動の調整方法等について事前に明確化しておく必要がある。【市民・事業者・行政】
- 災害対応において関係機関ごとに体制や資機材、運営要領が異なることから、災害対応業務の標準化、情報の共有化に関する検討を行い、必要な事項について標準化を推進する必要がある。また、地域の特性や様々な災害現場に対応した訓練環境を整備するとともに、明確な目標の下に合同訓練等を実施し、災害対応業務の実効性を高めていく必要がある。【市民・事業者・行政】
- 消防団屯所等の耐災害性を強化する必要がある。また、情報通信機能の耐災害性の強化、高度化を着実に推進する必要がある。【行政】

2－4：想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

- 帰宅困難者対策については、膨大な数の帰宅困難者の受入れに必要な一時滞在施設の確保、徒歩での帰宅支援の取組を推進する必要がある。また、一時滞在施設や避難所となる学校施設等について、必ずしも耐震化、防災機能（備蓄倉庫、蓄電機能、代替水源等）を有しておらず、帰宅困難者・避難者等の受入れ態勢の確保を図る必要がある。【事業者・行政】
- 帰宅するために必要な交通インフラの復旧を早期に実施するため、道路の防災、震災対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等について、関係機関の連携調整を事前に行う必要がある。【行政】
- 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。【行政】＜再掲＞

2-5: 医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルート・エネルギー供給の途絶による医療機能等の麻痺

- 広域的かつ大規模な災害の場合、大量に発生する負傷者が応急処置・搬送・治療能力等を上回るおそれがあることから、地域の医療機関の活用を含めた適切な医療機能の提供の在り方について官民が連携して検討する必要がある。【事業者・行政】
- 災害拠点病院における防災・減災機能については、飲料水や食料の一定の備蓄はあるものの、大規模災害時に必要な医療を提供できないおそれがあるため、機能強化を進める必要がある。【事業者・行政】
- 社会福祉施設は被災時に孤立した場合の支援が不十分であり、適切に対応する必要がある。【事業者・行政】
- 災害派遣医療チーム（DMAT）が、インフラ被災時でも到達できるよう、洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の着実な進捗と支援物資物流を確保する必要がある。さらに、災害時に被災地において迅速に医療機能を提供する方策を検討する必要がある。【事業者・行政】
- 需要側においては、災害時に備え燃料タンクや自家発電装置の設置等を進めることが必要である。また、医療施設又は福祉施設において、災害時にエネルギー供給が長期途絶することを回避するための対策を検討する必要がある。【市民・事業者】
- エネルギー供給のためのインフラ被災時にはエネルギーを供給できなくなるため、道路の防災、震災対策や地震・津波・風水害対策等を着実に推進する必要がある。【行政】

2-6: 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

- 感染症が発生している中、避難所を開設する際には、感染症対策を講じるとともに、適切な連絡体制を構築する必要がある。【行政】
- 感染症の発生・まん延を防ぐため、平時から予防接種を促進する必要がある。また、消毒や害虫駆除等の体制等を構築しておく必要がある。【事業者・行政】
- 災害時における医療活動を支えるため、疫病・感染症の拡大抑制に対する取組を着実に推進する必要がある。【事業者・行政】

2-7: 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

- 多数の市民が避難所に避難することで、一人当たりの居住スペースの減少、トイレの不足、医療従事者の不足、テントや車中泊による屋外生活者の発生により、保健衛生環境が悪化する可能性があり、その対策が必要となる。【行政】＜再掲＞
- 避難所における良好な生活環境及び感染症対策を確保するため、避難所運営マニュアルを作成するとともに、要配慮者のための福祉避難所の指定を促進するなど、避難所の運営体制づくりを進める必要がある。【行政】
- 自主防災組織等による地区防災計画の策定を促すとともに、学校や職場、自主防災組織等を通じて、継続的に防災訓練や防災教育等を推進する必要がある。【市民・事業者・行政】
- 避難所では、飲料水、食料、毛布、医薬品等の生活必需品や非常用電源、テレビ、ラジオ、仮設便所等必要な設備・備品を確保するとともに、市民には、平時から食料や飲料水等の家庭備蓄及び非常用持出品の準備を進める必要がある。【市民・行政】

- 給水関連施設の災害に対する安全性の確保を推進するとともに、給水タンク、給水車、浄水器等の給水資機材を整備する必要がある。また、地下水や雨水、再生水など多様な水源利用の検討を進める必要がある。【事業者・行政】
- 物資拠点から避難所まで円滑な物資輸送を実施する体制を構築する必要がある。【事業者・行政】
- 在宅や車中など避難所以外への避難者についても、状況把握や必要な支援が円滑に行えるよう、情報共有等に係る国・県との連携スキームの構築を推進する必要がある。【行政】

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1：自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- 職員の被災や首長・幹部職員など指揮命令権者の不在で業務に混乱を生じる可能性がある。また、地方自治体業務の機能不全は、事後の全ての段階の回復速度に直接的に影響することから、復旧・復興の観点から極めて重要であるため、いかなる大規模自然災害発生時においても、必要な機能を維持する必要がある。【行政】
- BCPの見直し、実効性の向上を促進すること等により、業務継続体制を強化する必要がある。【行政】
- 島しょ部が被災した場合、地域内の限られた人数での対応となることが想定されるため、自治体職員の派遣計画を講ずる必要がある。【行政】
- 防災拠点となる公共施設等の耐震化の完了に向けて引き続き対策を実施する必要がある。【行政】
- 電力供給遮断などの非常時に、避難住民の受入れを行う避難所や防災拠点等（公共施設等）において、避難住民の生活等に必要不可欠な電力を確保する必要がある。【事業者・行政】
- 学校施設等において、外壁等の非構造部材の耐震対策を推進する必要がある。
- 南海トラフ地震（最大クラス）や大規模な風水害をはじめとした大規模自然災害による影響が長期にわたり継続する場合でも、市の非常時優先業務の継続に支障を来たすことのないように、BCP等を踏まえ、庁舎の耐震化等、電力の確保、情報・通信システムの確保、物資の備蓄、代替庁舎の確保等を推進する必要がある。【行政】
- 庁舎やその他公共施設そのものの被災だけでなく、周辺インフラの被災やエネルギー供給の途絶によっても機能不全が発生する可能性があるため、道路の防災、震災対策や海岸構造物の耐震・耐津波性の強化、洪水・土砂災害・津波・高潮対策及び石油製品の備蓄増強等を着実に推進する必要がある。【事業者・行政】

4. 必要不可欠な情報通信機能は確保する

4-1：情報通信の麻痺・長期停止により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- 固定電話や携帯電話は、震度6弱以上の多くの地域や津波浸水地域において、屋外施設や需要家屋の被災、通信設備の損壊等により、利用困難となることが想定されるため、民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害対応が行えるよう、公共施設等を中心とした耐災害性を有する情報通信機能の強化を図る必要がある。【事業者・行政】
- 電力等の長期供給停止を発生させないように、電力・ガス等の制御システムのセキュリティ確保や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等の地域の防災対策を着実に推進する必要がある。【事業者・行政】
- 民間通信事業者の回線が停止した場合にも災害救助活動ができるよう消防等の情報通信システム基盤について、その耐災害性の向上や小型無人機などの新技術活用等を図る必要がある。【事業者・行政】
- 大規模災害を想定した広域的な訓練等を実施し、総合的な防災力の強化を進める必要がある。【事業者・行政】
- 住民への災害情報提供にあたり、市や自主防災組織などが連携して、災害時に支障をきたさないよう、それらの対策を推進する必要がある。【市民・事業者・行政】
- 市内には多くの外国人が居住しているが、言葉の違い等により、防災知識や情報の理解が困難となる場合があるので、災害時を見据えたコミュニケーション支援を図る必要がある。【市民・行政】

4-2：災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

- 市における防災行政無線のデジタル化の推進、ラジオ放送局の難聴対策、旅行者に対する情報提供の着手、消防等の通信基盤・施設の堅牢化・高度化等により、一般への情報の確実かつ迅速な提供手段の多様化が進められてきており、それらの施策を着実に推進する必要がある。【事業者・行政】
- 情報収集・提供手段の整備が進む一方で、それらにより得られた情報の効果的な利活用をより一層充実させることが課題であり、防災情報システムを各種災害対応に活用するとともに、特に情報収集・提供の主要な主体となる人員・体制を整備する必要がある。【事業者・行政】
- 発災後に発生することが想定される交通渋滞による避難の遅れを回避する必要がある。【行政】
- 大規模災害発生時の早期避難の実現等に向け、デジタル技術の利活用を推進する必要がある。【事業者・行政】〈再掲〉

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1: エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響

- 燃料供給ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める必要がある。また、発災後の迅速な輸送経路の確保のための道路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する必要がある。【事業者・行政】
- 市内中小企業に対し、BCP策定の必要性についての普及啓発及び策定の促進に取り組む必要がある。【事業者・行政】
- 被災後は、燃料供給量に限界が生じることから、優先供給が可能な給油所の確保など燃料供給のバックアップ体制の強化を図る必要がある。【事業者】
- 事業者が事業継続の取組の行動を起こしやすくするため、地域の具体的な被害想定情報を共有するため、ハザードマップ等の普及・啓発を促進する必要がある。【事業者・行政】
- 燃料供給のサプライチェーンの維持のため、燃料備蓄など需要家側の対策について支援を強化する必要がある。【市民・事業者・行政】

5-2: 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

- 危険な物質を取り扱う施設の耐震化、河川・海岸堤防の地震・津波対策を着実に推進する必要がある。【事業者・行政】
- 有害物質の大規模拡散・流出等を防止するための事業者による資機材整備・訓練等の体制整備を促進するとともに、大規模拡散・流出等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、引き続き県と連携して対応する必要がある。【事業者・行政】

5-3: 食料等の安定供給の停滞

- 広域にわたる大規模自然災害の発生時を想定した、食料等の供給・確保に関し、今後、食品産業事業者や施設管理者との協定締結を推進していく必要がある。【事業者・行政】
- 災害時に食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る食品産業事業者、関連産業事業者（運輸、倉庫等）、地方公共団体等における連携・協力体制を拡大・定着させる必要がある。【事業者・行政】
- 災害時に食料等を安定して迅速かつ的確に供給できるよう、市は協定を締結している事業者と物資搬送訓練等を行う必要がある。【事業者・行政】
- 農業に係る生産基盤等については、災害に対応するため、水源であるため池や基幹的農業水利施設、農道等の改修・整備を推進する。併せて施設管理者と非農業者を含めた地域住民が連携した施設の保全・管理を推進する。【市民・事業者・行政】
- 川上から川下までサプライチェーンを一貫して途絶させないためには、道路の防災、震災対策や洪水・土砂災害・津波・高潮対策等、各々の災害対応力を強化する必要がある。【行政】
- 漁協等に対してBCPガイドラインの普及を行い、水産物の一連の生産・流通過程に係る個別地域BCPの策定を促進する必要がある。【事業者・行政】

6. ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1：電気、ガス等の長期間にわたる機能停止

- 主に震度6弱以上の地域及び津波で浸水する地域で、電柱（電線）の被害等が発生し、停電する可能性があるため、早期の復旧を図る必要がある。また、発電所・送電線網や電力システムの災害対応力強化及び復旧迅速化を図る必要がある。【事業者】
- エネルギー供給施設の災害に備え、関係機関による合同訓練の実施等を推進する必要がある。加えて自衛防災組織の充実強化を図る必要がある。【事業者、行政】
- エネルギー供給源の多様化のため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。【事業者・行政】
- 燃料供給ルートを実際に確保するため、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に進める必要がある。また、発災後の迅速な輸送経路の確保のための道路啓開に向けて、関係機関の連携等により装備資機材の充実、情報共有など必要な体制整備を図るとともに、円滑な燃料輸送のための諸手続の改善等を検討する必要がある。【事業者・行政】＜再掲＞

6-2：長期間にわたる上水道等の供給停止や下水道等の機能停止

- 上水道、工業用水道施設等の耐震化が進められているが、基幹管路の延長が長いことから、市や水道事業者間の連携による人材やノウハウの強化等を進める必要がある。また、停電の影響を受け、非常用発電機の燃料がなくなった段階で供給停止となる可能性があるため、その対策が必要となる。【行政】
- 大規模災害時に速やかに復旧するために、広域的な応援体制を整備するとともに、BCPの策定、雨水・下水道再生水等の水資源の有効利用等を普及・促進する必要がある。【市民・事業者・行政】
- 上水道施設等が被害を受けないよう洪水対策等を進める必要がある。【行政】
- 管路の被災により、揺れの強い地域、浸水地域を中心に処理が困難となる可能性があるが、県と連携して耐震化を着実に推進する必要がある。また、停電の影響を受け、非常用発電機の燃料がなくなった段階で処理場の機能停止が想定されるため、県及び他市町と連携してBCPの共同実施に向けた取組を進める必要がある。【行政】
- 農業集落排水については、公共下水道への接続を推進する必要がある。
- 浄化槽については、老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進する必要がある。【市民・行政】
- 施設の耐震化等の推進とあわせて、代替性の確保及び管理主体の連携、管理体制の強化等を図る必要がある。【行政】

6-3：地域交通インフラの長期間にわたる機能停止

- 輸送ルートを実際に確保するため、陸上輸送の寸断に備えた海上輸送拠点の耐震化など、輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等や老朽化対策を着実に進めるとともに、複数輸送ルートの確保を図る必要がある。また、迂回路として活用できる農道等について、幅員、通行可能過重等の情報を道路管理者間等で共有する必要がある。【事業者・行政】

- 発災後は周辺の被害状況や交通機関の被害状況により、利用者が円滑に避難・帰宅できなくなる可能性もあるので、迅速な輸送経路確保に向けて、関係機関の連携等により情報収集・共有、情報提供など必要な体制整備を図る必要がある。【事業者・行政】
- 物流インフラが被災した場合には事業者だけでは解決できない問題があり、関係機関との協力・連携のもとでハード・ソフト両面の対策について、事前に十分準備する必要がある。【事業者・行政】
- 本市の海上輸送の拠点となる丸亀港および各離島の港において、大規模災害時に、緊急物資の輸送等の優先業務を継続させ、低下した物流機能をできる限り早期に回復できること等を行えるようにする必要がある。【行政】
- 幹線交通の分断の態様によっては、現状において代替機能が不足することが想定され、輸送ルート代替性の確保を図る必要がある。また、幹線交通の分断は、影響が極めて甚大な被害であるため、関係機関が連携して幅広い観点からさらなる検討を進める必要がある。【事業者・行政】
- 島しょ部では、海路が寸断され、救助活動や物資支援の障害となることが想定されるため、早期に啓開できるよう計画を立てる必要がある。【市民・行政】
- 被災時の被害状況が軽度と考えられる丸亀総合運動公園を、県域のみではなく四国の防災拠点とするため、本施設へと連絡する経路の整備と機能維持を行う必要がある。
- 輸送基盤の地震、津波、水害、土砂災害対策等を着実に推進する必要がある。【事業者・行政】
- 大規模な自然災害が発生した場合の防災・減災に対する施設整備が途上であること、災害には上限がないこと、復旧・復興には様々な機関が関係することを踏まえ、関係機関が連携してハード対策の着実な推進と警戒避難体制整備等のソフト対策を組み合わせた対策を進める必要がある。【市民・事業者・行政】

6-4：防災インフラの長期間にわたる機能停止

- 河川や海岸堤防等について、「香川県地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先度の高い箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を計画的に行うとともに、新設に当たっては耐震性を考慮して整備する必要がある。【行政】＜再掲＞
- 水門、樋門等の自動化、遠隔操作化の着実な推進とあわせて、操作従事者の安全確保を最優先とする効果的な管理運用を推進する必要がある。【行政】＜再掲＞
- 大規模な風水害や複数の災害が同時に発生する可能性もあるので、河川整備計画等に基づいた河道掘削や築堤、洪水調節施設の整備・機能強化等の対策等を進めるとともに、排水機場等の排水施設の整備を推進する。【行政】＜再掲＞

7. 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1：地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- 高機能消防指令センターや耐震性貯水槽などの消防防災施設の整備、防災拠点となる公共施設等の耐震化等による防災基盤等の整備を進めていく必要がある。また、常備消防力の強化のため、消防の広域化等を進めていく必要がある。【行政】
- 地震に伴う消防水利の喪失を回避するため、水道施設の耐震化を進めるとともに、耐震性貯水槽の整備等を進めていく必要がある。【事業者・行政】
- 大規模災害時には公助の手が回らないことも想定し、消防団等の充実強化を促進するとともに、地区防災計画制度の普及・啓発等により、住民や企業等の自発的な防災活動に関する計画策定を促す必要がある。【市民・行政】＜再掲＞

7-2：沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺

- 沿線・沿道の建物倒壊による被害、交通麻痺を回避する観点から、県と連携した取組を強化する必要がある。また、被害により人材、資機材、通信基盤を含む行政機能が低下し、災害時における救助、救急活動等が十分になされないおそれがあることから、それらの耐災害性の向上を図る必要がある。【市民・行政】
- 住宅及び建築物の耐震化については、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震改修の経済的負担が大きいため、目標達成に向けてきめ細かな対策が必要である。また、外壁等の非構造部材の耐震対策家庭における家具類等の転倒防止対策の促進を図るほか、子どもの安全を確保するため、通学路における民間危険ブロック塀の撤去を促進する。【市民・事業者・行政】＜再掲＞

7-3：ため池、防災施設等の損壊・機能不全や土砂の流出による多数の死傷者の発生

- ため池については、築造年代が古く、堤体や取水施設、洪水吐等の老朽化が進行しているものが多く、大規模地震や台風・豪雨等により決壊し下流の人家等に影響をあたえるリスクが高いため、ハード・ソフト両面から、ため池の防災・減災対策を実施する必要がある。【市民・事業者・行政】
- 河川整備については、河川整備計画に基づき整備を行っているが、事業効果の早期発現のため計画的かつ着実に整備を行う必要がある。【行政】
- 土砂災害防止対策、重要施設の耐震化・液状化対策・排水対策等が進められているが、想定する計画規模に対する対策に時間を要しており、また想定規模以上の地震等では対応が困難となり、大きな人的被害が発生するおそれがある。このため、県・市・地域住民・施設管理者等が連携し、ハードとソフトを適切に組み合わせた対策をとる必要がある。【市民・行政】
- 森林の適正な管理を推進する必要がある。山地災害については、発生のおそれの高い箇所の的確な把握、保安林の適正な配備、治山施設の整備や森林の整備を組み合わせた対策の実施、流木災害への対応強化を進める必要がある。【市民・事業者・行政】

7-4：農地・森林等の被害による国土の荒廃

- 農地や農業水利施設等については、地域コミュニティの脆弱化により、地域の共同活動等による保全管理が困難となり、地域防災力・活動力の低下が懸念されるため、地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による農地・農業用施設等の地域資源の適切な保全管理や自立的な防災・復旧活動の体制整備を推進する必要がある。【市民・行政】
- 森林については、丸亀市森林整備計画において、水源かん養機能維持増進森林^{*}及び山地災害防止・土壌保全機能維持増進森林に区分された育成林の機能が良好に保つよう努めているが、森林の整備及び保全等を適切に実施しない場合には、森林が有する国土保全機能（土砂災害防止、洪水緩和等）が損なわれるおそれがあり、また、集中豪雨の発生頻度の増加等により、山地災害の発生リスクの高まりが懸念される。このため、適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策を推進する必要がある。その際、地域コミュニティ等との連携を図りつつ、森林の機能が適切に発揮されるための総合的な対応をとる必要がある。【市民・行政】
- 森林の整備にあたっては、山地災害防止等の各機能の高度発揮を図るため、機能に応じた望ましい森林の姿に向けて、多様な森林づくりが図られるよう対応する必要がある。【市民・行政】
- 鳥獣による農林業被害により、耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下が想定されるため、各地域において、ソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する必要がある。【行政】

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1：大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

- 地震動・液状化・津波・がけ崩れ・火災等の災害が発生した場合に生じる、災害廃棄物の発生量の推計に合わせ、仮置場の候補地の選定を促進する必要がある。【行政】
- 海に流出した災害廃棄物は、海岸に漂着するもの、海底に堆積するもの、海中を浮遊するもの、海面を漂流するもの等があり、これらを放置した場合に船舶航行や港湾・漁港への入港等の際に安全上の障害、漁業従事上の支障となるため、対策を検討する必要がある。【事業者・行政】
- 国の災害廃棄物対策指針を踏まえた災害廃棄物処理計画に基づく訓練を実施し、実効性の向上に向けた人材育成を図る必要がある。【行政】

8-2：地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

- 災害が起きた時の対応力を向上するためには、必要な地域の防災力を構築する必要がある。市は、地区防災計画作成・訓練・防災教育等を通じた地域づくり、事例や研究成果の共有によるコミュニティ力を強化するための支援等の取組を充実するとともに、県と連携しながら対応する必要がある。【市民・行政】
- 行政機関と建設関係団体との災害協定の締結、建設関係団体内部におけるBCP策定等の取組が進められているが、被災した建築物や宅地等の危険度判定や道路啓開、また復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の育成の視点に基づく横断的な取組は行われていない。また、地震・津波、土砂災害等の災害時に道路啓開等を担う建設業においては若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等による担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。【事業者・行政】
- 職員・施設等の被災による機能の大幅な低下を回避する必要がある。【行政】＜再掲＞

8-3：広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

- 平時から基本的な地理空間情報を整備するとともに、ハザードマップの作成・公表を促進する必要がある。【行政】
- 地震に伴い広域的な地盤沈降が発生し、津波等の浸水が引かない状態が発生する可能性があるため、地震・津波、洪水・高潮等による浸水への対策を着実に推進するとともに、被害軽減に資する流域減災対策を推進する必要がある。【行政】
- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となるが、地籍調査の進捗率は56.8%（R2）であり、調査等のさらなる推進を図る必要がある。【市民・行政】

8－4：貴重な文化財・公文書・環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・喪失

- 石垣等も含め、文化財の耐震化、防災設備の整備等を進める必要がある。【市民・事業者・行政】
- 文化財の被害に備え、平時における文化遺産等の総合的な把握や文化財の救援活動を円滑に行うための準備が必要である。また、被災した文化財を修復する技術の伝承が必要である。【市民・事業者・行政】
- 博物館（歴史、芸術、民俗等）における展示方法・収蔵方法を点検し、展示物・収蔵物の被害を最小限にとどめることが必要である。また、展示物・収蔵物のほか、各地の有形無形の文化を映像等に記録し、アーカイブしておく必要がある。【事業者・行政】
- 公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図る必要がある。【行政】

8－5：事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

- 災害後の円滑な復旧・復興を確保するためには、地籍調査等により土地境界等を明確にしておくことが重要となるが、地籍調査の進捗率は56.8%（R2）であり、調査等のさらなる推進を図る必要がある。【市民・行政】＜再掲＞
- 復興に向けた仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備に重要な役割を担う建設業においては、若年入職者の減少、技能労働者の高齢化の進展等により、将来的に担い手不足が懸念されるところであり、担い手確保・育成の観点から就労環境の改善等を図る必要がある。【事業者】

【起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）ごとの推進方針】

1. 大規模自然災害が発生したときでも直接死を最大限防ぐ

1-1：住宅・建築物等の大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

- ㊤-1 発災時において応急対策活動の拠点となる本庁舎をはじめとする公共施設等を防災上重要建築物として指定し、耐震性の確保等を図る。【行政】
- ㊤-6 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携の強化を図る。特に、大規模災害の発生において、自治体間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、応援協定を締結するなどにより、相互応援体制の整備を図る。【事業者・行政】
- ㊤-7 大規模な災害等において、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。【行政】
- ㊤-8 災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に応援・受援ができるよう、連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。【事業者・行政】
- ㊤-1 学校、社会福祉施設、保育所等の公共的施設については、避難所等としての利用も勘案し、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発、相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。なお、学校施設等においては、外壁等の非構造部材の耐震化等の剥落・落下防止策や防災機能強化等を推進する。【事業者・行政】
- ㊤-2 多数の者が利用する公共施設等について、利用の状況等を勘案し、計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化を図る。【事業者・行政】
- ㊤-3 住宅をはじめとした民間建築物・構造物について、耐震診断・耐震改修・撤去の補助制度の活用や情報提供による啓発、相談体制等の整備等を通じて、建築物の耐震化等の促進を図る。特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物について、重点的な耐震化の促進に努めるほか、子どもの安全を確保するための通学路等沿いの民間危険ブロック塀について、撤去促進に努める。また、家庭における家具類の転倒防止対策の促進を図る。【市民・事業者・行政】
- ㊤-5 学校、病院その他多数の者を収容する施設や福祉施設の特性や地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員に周知するとともに、訓練等を実施するなど避難体制の確保を図る。【事業者・行政】
- ㊤-22 老朽化した空き家については、所有者の意向を踏まえつつ、除却の支援や適正な管理を助言する等の対策を推進する。【市民・事業者・行政】
- ㊤-35 避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応を定めておくなど避難所の運営体制の整備に努める。特に、丸亀駅の周辺の地域では、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、一時的に滞在できる施設の確保の検討を行う。【事業者・行政】
- ㊤-41 地域の災害対応力を向上させるため、防災関係機関との連携のもと、市民等の自発的な防災活動に関する地区防災計画の策定を促進する。【市民・事業者・行政】
- ㊤-42 国において、南海トラフ地震等における長周期地震動に対する超高層建築物等の設計基準等の検討が行われており、今後、建築基準法に基づく所要の基準改正が行われた場合には、改正基準に基づき、超高層建築物等の建築計画について適切に指導を行う。【事業者・行政】

1-1: 住宅・建築物等の大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

- ㊦-43 大規模盛土造成地等の危険箇所の把握やマップ作成・公表を行うとともに、優先度の高いものから、危険度の状況について調査・確認を行う。【事業者・行政】
- ㊦-8 耐震点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設のうち、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を実施するとともに、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行う。また、都市防災対策として、電線共同溝事業を推進し、道路機能の確保を図る。【事業者・行政】
- ㊦-9 道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、道路施設の老朽化対策として、長寿命化計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な架け替えの実施を行うとともに、主要な道路について代替路を確保するための道路整備など複数ルート確保を図る。【行政】
- ㊦-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【行政】

1-2: 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

- ㊦-4 大規模な災害が発生した場合における救助活動能力を高めるため、消防本部、消防団等が協力して、消防ポンプ自動車、高性能救助車等の資機材の確保など体制整備を進めるとともに、訓練環境のさらなる充実強化・整備を図る。【事業者・行政】
- ㊦-17 消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防体制の整備に努める。【事業者・行政】
- ㊦-18 県内の市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の応援・受援体制の整備に努める。【行政】
- ㊦-19 同時多発、交通障害、水利の破損等困難な特徴をもつ地震火災に対して、適切かつ効果的な消防活動を行うため、活動体制、消防職員・団員の非常招集方法などの体制をあらかじめ定めておく。
【行政】
- ㊦-4 文化財の所有者及び管理者に防災意識の啓発を行うとともに、市所有・管理の文化財や公文書の安全及び防火設備の保守点検等を適切に行い保存に努める。【市民・行政】
- ㊦-5 学校、病院その他多数の者を収容する施設や福祉施設の特性や地域の特性を考慮し、あらかじめ避難計画を作成し、関係職員に周知するとともに、訓練等を実施するなど避難体制の確保を図る。
【事業者・行政】 <再掲>
- ㊦-18 各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。【市民・事業者・行政】
- ㊦-19 地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、防災関係機関等との連携を図るため、消防機関の指導の下に、自主防災組織と地域の事業者等との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練を行う。【市民・事業者・行政】
- ㊦-20 市街地における火災の危険を防除するため、市街地の中心部で土地利用度、建築密度が高く、防災上特に重要な地区を指定し、建築材料、構造等の制限を行うとともに、市街地にある不良住宅地の改良促進を行い、住宅の不燃化、住環境の整備を図る。【市民・行政】

1-2: 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

- ㊦-21 街路、公園緑地等の適正な整備により、火災の延焼を防止するとともに、災害時における避難場所としての機能の確保を図る。【行政】
- ㊦-23 住宅用火災警報器の設置を促進し、火災の早期発見や逃げ遅れの防止に努める。【市民・事業者・行政】
- ㊦-41 地域の災害対応力を向上させるため、防災関係機関との連携のもと、市民等の自発的な防災活動に関する地区防災計画の策定を促進する。【市民・事業者・行政】＜再掲＞

1-3: 大規模津波等による多数の死者の発生

- ㊦-6 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携の強化を図る。特に、大規模災害の発生において、自治体間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、応援協定を締結するなどにより、相互応援体制の整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-7 大規模な災害等において、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。【行政】＜再掲＞
- ㊦-8 災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に応援・受援ができるよう、連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-9 自立的に避難活動が行えるよう、消防団や自主防災組織等の活性化、避難施設、備蓄倉庫、通信設備の整備を行うとともに、本土と連携し、島内の災害状況等の把握を行う体制や負傷者等の本土への緊急避難を含めた救助救援体制の整備を図るなど、島しょ部における防災機能や共助体制の強化を図る。【市民・事業者・行政】
- ㊦-13 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の理念を基本とし、国、県など関係機関が協力し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、津波等の防災対策を効率的かつ効果的に推進する。【市民・事業者・行政】
- ㊦-3 住宅をはじめとした民間建築物・構造物について、耐震診断・耐震改修・撤去の補助制度の活用や情報提供による啓発、相談体制等の整備等を通じて、建築物の耐震化等の促進を図る。特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物について、重点的な耐震化の促進に努める。また、家庭における家具類の転倒防止対策の促進を図るほか、子どもの安全を確保するため、通学路における民間危険ブロック塀の撤去を促進する。【市民・事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-7 津波避難対象地区について、市の作成した基本的な基準に基づき、住民、自主防災組織、消防機関、警察、学校等の多様な主体と連携しながら、具体的かつ実践的な津波避難計画を作成し、住民にあらかじめ十分周知する。【市民・事業者・行政】
- ㊦-8 地震発生時に適切な避難が行えるよう、津波警報等の内容も踏まえ、避難指示等を行う具体的な基準及び伝達内容、伝達方法、誘導方法、避難所の管理運営方法等を策定しておく。【行政】
- ㊦-9 津波避難対象地区において、重点的に自主防災組織の結成や活動促進に努める。【市民・行政】
- ㊦-10 指定された避難対象地区の住民や学校、社会福祉施設等においては、避難場所・避難所、避難経路、家族との連絡方法等を平常時から確認しておくなど、津波が来襲した場合の体制整備を図る。【市民・事業者・行政】

⑩-12 住民が徒歩で確実に避難できるよう、歩道整備に努めるとともに、避難路等を指定・整備し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。また、耐震性、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して、避難路を複数ルート選定するものとし、既存の避難用の道路・歩道等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。【市民・行政】

⑩-14 指定避難場所の収容人数や災害リスク等を考慮し、近隣市町との連携による広域避難を検討するなど、避難体制の強化を図るとともに、防災アプリ等の活用により、避難所収容者数情報等について、市民に対し適時適切な情報提供を行う。【行政】

⑩-17 「南海トラフ地震臨時情報」に関する周知啓発を行う。【事業者・行政】

⑩-41 地域の災害対応力を向上させるため、防災関係機関との連携のもと、市民等の自発的な防災活動に関する地区防災計画の策定を促進する。【市民・事業者・行政】＜再掲＞

⑨-1 避難に関する情報の伝達方法については、防災行政無線をはじめとして多様な手段を検討し、整備に努めるとともに、情報収集・提供業務の担い手となる職員の確保・育成や体制整備に努める。【行政】

⑨-2 情報の伝わりにくい高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行うなど、自主防災組織等の多様な主体の協力を得ながら、情報伝達体制の整備等に努める。【市民・行政】

⑨-3 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、丸亀市防災行政無線、香川県防災行政無線、香川県防災情報システムやＬアラート（公共情報コモンズ）などを活用した情報通信体制の整備の推進、情報通信施設の耐震性の強化、防災行政無線のデジタル化の促進等を図るとともに、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努めるほか、商用電源停電時も通信設備に支障のないよう、自動起動の非常用発電設備等の整備を図る。また、住民への情報伝達に有効な同報系無線、戸別受信機等の整備に努め、住民による情報伝達体制も確立する。【市民・行政】

⑨-7 津波をはじめとする自然災害からの避難を確実にを行うため、避難場所やそこに連絡する避難路の整備、確保、維持管理を積極的に推進する。【行政】

①-1 河川や海岸堤防等について、国や県が策定している「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先度の高い箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては耐震性を配慮して整備する。また、発災時における背後地への浸水被害を防ぐため、施設の老朽化対策として、長寿命化計画の策定等に基づく整備を行うよう努める。【行政】

①-3 河川・海岸堤防等の整備にあたっては、自然との共生や自然環境に配慮する。【行政】

①-4 津波等からの円滑な避難を確保するため、津波ハザードマップの活用などにより、早期避難について、住民への周知に努める。【市民・行政】

①-8 津波への迅速な対応が可能になるよう、水門等の自動化、遠隔操作化等について、検討を進める。【行政】

①-9 河川や海岸堤防等について、国や県が策定している「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先度の高い箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、地震発生時に適切な避難が行えるよう、避難方法等について、あらかじめ十分な広報・啓発を行う。【市民・行政】

⑩-2 大規模災害時等における、発災前のリスク低減、災害発生時の早期避難の実現、迅速な復旧・復興等に向け、デジタル技術を積極的に利活用していく仕組みの構築に努める。【事業者・行政】

1-4：突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生

- ④-12 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の理念を基本とし、国、県、市など関係機関が協力し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、津波等の防災対策を効率的かつ効果的に推進する。【市民・事業者・行政】＜再掲＞
- ④-14 指定避難場所の収容人数や災害リスク等を考慮し、近隣市町との連携による広域避難を検討するなど、避難体制の強化を図るとともに、防災アプリ等の活用により、避難所収容者数情報等について、市民に対し適時適切な情報提供を行う。【行政】＜再掲＞
- ①-2 浸水等河川流域の災害による被害の軽減を図るため、維持・修繕等を行うとともに、国や県が策定している「河川整備計画」に基づき、河積の確保や堤防の整備を行う。【行政】
- ①-5 洪水・内水・高潮からの円滑な避難を確保するため、想定し得る最大規模の浸水想定を行い公表して、各種ハザードマップの作成を促進し、住民の避難体制を確立するとともに、排水機場等の排水施設の整備を行う。【市民・行政】
- ①-6 浸水想定区域の区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所など迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定め、住民に周知する。【市民・行政】
- ①-10 洪水や土砂災害のリスクが高い区域に存する要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成及び、避難訓練の実施を促進する。【行政】
- ①-11 各河川の流域の特性等を考慮し、河川、ため池、水田、市街地、森林などにおいて流域全体の関係機関等が協働して取り組む「流域治水プロジェクト」を推進する。【行政】
- ①-12 排水対策について、全庁的な取組の情報交換と共有を行いながら、内水氾濫を防ぐ市域全体の排水対策を推進する。【行政】

1-5：大規模な土砂災害(深層崩壊)、ため池の決壊等による多数の死傷者の発生

- ④-6 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携の強化を図る。特に、大規模災害の発生において、自治体間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、応援協定を締結するなどにより、相互応援体制の整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ④-7 大規模な災害等において、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。【行政】＜再掲＞
- ④-8 災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に応援・受援ができるよう、連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ④-12 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の理念を基本とし、国、県、市など関係機関が協力し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、津波等の防災対策を効率的かつ効果的に推進する。【市民・事業者・行政】＜再掲＞

- ⑩-1 地震等により決壊した場合に甚大な被害が想定される3万t以上のため池を対象に作成した、決壊したときの浸水想定区域や避難場所・避難所、避難経路を示すハザードマップについて、市民への普及啓発を促進し、住民の避難体制を確立する。【市民・事業者・行政】
- ⑩-2 地震等に伴うため池の決壊等を未然に防止するため、老朽化ため池の整備を行い、農業用水を確保する。【事業者・行政】
- ⑩-3 地震等により決壊した場合に甚大な被害が想定される防災上重要な中小規模ため池を対象に、国の防災対策を踏まえ、必要な耐震化整備を行うなど地域の安全性の確保を図る。【事業者・行政】
- ⑩-4 豪雨や台風等による被害を未然に防止するため、防災上危険で放置することのできない中小規模ため池を対象に、保全または機能廃止を含めた防災のための整備を促進する。【行政】
- ⑩-5 農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮させるため、施設管理者と非農業者を含めた地域住民が連携して、農道、水路、ため池等の地域資源の適切な保管理を推進する。【市民・事業者・行政】
- ⑩-11 森林の整備にあたっては、山地災害防止等の各機能の高度発揮を図るため、機能に応じた望ましい森林の姿に向けて、地域に根差した植林も活用しながら、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。また、自然公園等の防災対策として、利用者の緊急避難路や避難所となりうる主要動線の再整備や施設の老朽化対策を推進する。【市民・行政】
- ⑩-12 森林が有する多面的機能を発揮するため、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を推進する。【市民・行政】
- ⑩-13 県など関係団体との情報交換により、山地災害のおそれのある箇所の間伐等の森林整備と治山ダム工等の治山対策の効果的・効率的な実施による災害に強い森林づくりを推進するとともに、強靱で災害に強く、災害時には代替路としての機能が確保できる林道の整備を推進する。【市民・行政】
- ⑩-13 地震や集中豪雨等による土石流、急傾斜地崩壊、地すべり及び山地災害の危険性を住民に周知し、住民の被害の防止に努める。特に、土砂災害警戒区域や土砂災害危険箇所等については、広報活動等を行い、住民等への周知を徹底するとともに、土砂災害のおそれのある区域について、土砂災害警戒区域等の指定を推進する。【行政】
- ⑩-14 土石流や山地災害などの危険区域付近の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するように啓発するとともに、避難場所及び避難所、避難経路、避難方法、情報の伝達手段等をあらかじめ定めるなど土砂災害や山地災害の危険区域に対する警戒避難体制を強化する。【市民・行政】
- ⑩-15 土砂災害から市民の生命や財産を守るため、斜面や溪流など危険箇所の点検等を行う砂防ボランティアの活動を支援する。【市民・行政】
- ⑩-16 土石流危険溪流について、危険度の高いところから、災害を未然に防止するための砂防工事の要望を県へ行うとともに、事業に対しての協力を行う。【行政】
- ⑩-17 急傾斜地崩壊危険箇所について、市が行う小規模なものについては、危険度や地元要望等を勘案し、崩壊防止対策工事を行う。また、大規模なものについては、危険度の高いところから、災害を未然に防止するための崩壊防止工事の要望を県へ行うとともに、事業に対しての協力を行う。【行政】
- ⑩-18 地すべり危険箇所について、危険度の高いところから、災害を未然に防止するための地すべり防止工事の要望を県へ行うとともに、事業に対しての協力を行う。【行政】
- ⑩-19 山地災害危険地について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を行う。【行政】

⑩-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】＜再掲＞

2. 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1：被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

⑩-11 物資の緊急輸送が円滑に行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】

⑩-24 地下水の適正かつ合理的な利用を促進するため、関係団体と連携して、自主規制などを行い、地下水の保全を図る。また、雨水や下水再生水の再利用を促進するため、再生水等の供給環境を整備するとともに、住民への普及・啓発を図る。【市民・事業者・行政】

⑩-25 災害時に活用可能な井戸の確保に努めるとともに、普段活用されていない飲用井戸を水道水の代用水源として活用するため、水質検査などの体制整備を図る。【市民・事業者・行政】

⑩-26 水道施設について、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、水道事業者における水道施設の耐震化計画の策定と、その着実な実施を推進するとともに、応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化などの体制整備を行う。また、机上及び実地訓練における震災対策などの訓練や研修等を通じて、ノウハウの強化を図る。【事業者・行政】

⑩-30 防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分（望ましくは1週間分）の食料、飲料水や携帯トイレ等を準備しておくよう努める。【市民・事業者・行政】

⑩-31 食料（食物アレルギーへの対応を含む。）や飲料水等について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。【事業者・行政】

⑨-1 被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、県内他地域又は県外から医療協力を得るため、地域と連携した救護班の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、救護班の受入、患者の搬送、連絡体制等について調整、整備を行う。【事業者・行政】

⑨-2 避難者数の増加に備え、避難所やトイレ、簡易ベッドなどの資機材等の確保を図るほか、救護所の設置など医療救護体制を強化する。【事業者・行政】

⑩-3 事業者において、燃料等の仮貯蔵・取扱いのガイドラインの内容の円滑な実施が図られるよう、その内容について、消防機関などに周知を行う。【事業者・行政】

⑨-1 緊急輸送路や港湾区域内等について、障害物の除去などの道路啓開や航路啓開を円滑に実施するため、関係機関が連携し、応急復旧用資機材の確保など体制整備を図る。【事業者・行政】

⑨-2 物資の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するとともに、物資輸送訓練を実施し、緊急輸送体制の構築を図る。【事業者・行政】

⑨-3 「プル型支援」においては、被災者のニーズを的確に把握し、適切な量と品質の物資の確実な供給が、必要となるため、こうした支援が円滑に行えるよう体制整備を図る。【事業者・行政】

⑨-5 物資の緊急輸送体制や救急・救命・消防活動体制を強化するため、都市計画道路を含めた道路の早期完成に向け、国や県と連携して整備を積極的に推進する。【事業者・行政】

⑩-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】＜再掲＞

2-2：長期にわたる離島の孤立や孤立集落の発生

- ㊤-3 いかなる災害においても、発災後、早期に実施すべき応急業務や、継続する必要性が高い通常業務といった非常時優先業務を、適切に実施し、また継続するため、その業務の特定や必要な人員・資源の確保・配分等を定めたBCPを適宜見直し、実効性の向上を図る。【行政】
- ㊤-4 大規模な災害が発生した場合における救助活動能力を高めるため、消防本部、消防団等が協力して、消防ポンプ自動車、高性能救助車等の資機材の確保など体制整備を進めるとともに、訓練環境のさらなる充実強化・整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊤-6 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携の強化を図る。特に、大規模災害の発生において、自治体間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、応援協定を締結するなどにより、相互応援体制の整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊤-7 大規模な災害等において、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。【行政】＜再掲＞
- ㊤-8 災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に応援・受援ができるよう、連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊤-9 自主的に避難活動が行えるよう、消防団や自主防災組織等の活性化、避難施設、備蓄倉庫、通信設備の整備を行うとともに、本土と連携し、島内の災害状況等の把握を行う体制や負傷者等の本土への緊急避難を含めた救助救援体制の整備を図るなど、島しょ部における防災機能や共助体制の強化を図る。【市民・事業者・行政】＜再掲＞
- ㊤-15 消防本部の指令センターや消防救急無線等の情報通信施設等について高機能化及び耐災害性を強化するとともに、小型無人機などの新技術の活用等を図る。【行政】
- ㊤-22 島しょ部において、ヘリコプターの臨時発着場の設定や自衛隊等との部隊輸送等に関する連携などにより、災害時の情報収集、救出・救助、救急搬送、人員・物資輸送等を円滑に行うよう努める。【行政】
- ㊤-12 住民が徒歩で確実に避難できるよう、歩道整備に努めるとともに、避難路等を指定・整備し、その安全性の点検及び避難時間短縮のための工夫・改善に努める。また、耐震性、十分な幅員があること、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険がないことなどを考慮して、避難路を複数ルート選定するものとし、既存の避難用の道路・歩道等について必要に応じて補強、補修等を行い、避難活動が円滑かつ安全に行えるよう努める。【市民・行政】＜再掲＞
- ㊤-13 災害の危険が切迫した緊急時に避難するための指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所を指定し、必要に応じて施設の補強、補修等を行うとともに、食料、飲料水等の物資等の備蓄、仮設トイレ、非常用電源、ラジオ等資機材の確保などに努め、避難場所等の機能強化を図る。【行政】
- ㊤-30 防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分（望ましくは1週間分）の食料、飲料水や携帯トイレ等を準備しておくよう努める。【市民・事業者・行政】＜再掲＞
- ㊤-32 食料や飲料水等について、島しょ部等の孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて、食料等の確保目標を設定し、あらかじめ備蓄倉庫を確保して備蓄に努めるとともに、関係業界等と協

定を締結するなどして、調達の確保を図る。【事業者・行政】

㊦-5 災害の発生に備え、島しょ部においては、地域的な偏在等により医師が不足していることから、医師の確保を推進するとともに、患者搬送手段として、ヘリポートの整備、かがわ医療情報ネットワーク（K-MIX R）の積極的な活用など医療体制の充実を図る。【事業者・行政】

㊦-6 県が導入するドクターヘリについて、防災ヘリとの効率的な運用を図れるよう、必要な体制整備を進める。【行政】

㊦-3 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、丸亀市防災行政無線、香川県防災行政無線、香川県防災情報システムやＬアラート（公共情報コモンズ）などを活用した情報通信体制の整備の推進、情報通信施設の耐震性の強化、防災行政無線のデジタル化の促進等を図るとともに、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努めるほか、商用電源停電時も通信設備に支障のないよう、自動起動の非常用発電設備等の整備を図る。【行政】＜再掲＞

㊦-4 島しょ部等において、災害により、道路の寸断や通信の途絶による孤立集落が発生した際、救命、救助活動を円滑に実施するため、衛星携帯電話など持ち運びが可能な通信機器を整備する。【行政】

㊦-6 災害時に輸送ルートの迂回路として利用可能な農道や林道等の情報について、代替路の確保等の観点から、関係者間で緊密に情報共有を図る。【事業者・行政】

㊦-8 耐震点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設のうち、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を実施するとともに、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行う。また、都市防災対策として、電線共同溝事業を推進し、道路機能の確保を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

㊦-12 港湾施設について、発災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図るため、施設の整備を促進するとともに、施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づく整備を行うよう努める。【行政】

㊦-1 河川や海岸堤防等について、国や県が策定している「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先度の高い箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては耐震性を配慮して整備する。また、発災時における背後地への浸水被害を防ぐため、施設の老朽化対策として、長寿命化計画の策定等に基づく整備を行うよう努める。【行政】＜再掲＞

㊦-16 土石流危険渓流について、危険度の高いところから、災害を未然に防止するための砂防工事の要望を県へ行うとともに、事業に対しての協力を行う。【行政】＜再掲＞

㊦-17 急傾斜地崩壊危険箇所について、市が行う小規模なものについては、危険度や地元要望等を勘察し、崩壊防止対策工事を行う。また、大規模なものについては、危険度の高いところから、災害を未然に防止するための崩壊防止工事の要望を県へ行うとともに、事業に対しての協力を行う。【行政】＜再掲＞

㊦-18 地すべり危険箇所について、危険度の高いところから、災害を未然に防止するための地すべり防止工事の要望を県へ行うとともに、事業に対しての協力を行う。【行政】＜再掲＞

㊦-19 山地災害危険地について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を行う。【行政】＜再掲＞

2-3：消防等の被災等による救助・救急活動の絶対的不足

㊦-4 大規模な災害が発生した場合における救助活動能力を高めるため、消防本部、消防団等が協力

して、消防ポンプ自動車、高性能救助車等の資機材の確保など体制整備を進めるとともに、訓練環境のさらなる充実強化・整備を図る。【事業者・行政】

㊤-5 地域の特性等を考慮し、毎年計画的に職員防災訓練を実施する。また、自主防災組織が主催する防災訓練について、訓練内容の充実を図るとともに、市民においても、様々な機会の訓練に参加するよう努める。【市民・事業者・行政】

㊤-7 大規模な災害等において、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。【行政】＜再掲＞

㊤-8 災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に応援・受援ができるよう、連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

㊤-11 警察・消防等の円滑な救助活動等が行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】＜再掲＞

㊤-13 災害発生時の各種情報の収集・伝達を香川県防災情報システムにより一元的に行うなど、災害対応業務の標準化を図る。【行政】

㊤-14 災害時に地域の災害活動の拠点となる消防団屯所等について、耐震化を進める。【行政】

㊤-15 消防本部の指令センターや消防救急無線等の情報通信施設等について高機能化及び耐災害性を強化するとともに、小型無人機などの新技術の活用等を図る。【行政】＜再掲＞

㊤-16 大規模な災害の発生に備え、緊急消防援助隊などとの広域の合同訓練を実施し、救助・救急体制の整備を図る。【行政】

㊤-18 県内の市町と締結した消防の応援協定に基づいて、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊の応援・受援体制の整備に努める。【行政】＜再掲＞

㊤-21 自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、要請の手順などを取り決めておくとともに、派遣要請を行う分野について、事前に自衛隊に連絡しておくなど体制を整備する。【行政】

㊤-22 島しょ部において、ヘリコプターの臨時発着場の設定や自衛隊等との部隊輸送等に関する連携などにより、災害時の情報収集、救出・救助、救急搬送、人員・物資輸送等を円滑に行うよう努める。【行政】＜再掲＞

㊤-39 地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努める。【市民】

㊤-40 自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で男女を問わず多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や防災士の養成、自主防災組織のリーダーの研修に努める。【市民・事業者・行政】

㊤-7 女性層に対する団員への参加促進等消防団の活性化を推進するとともに、水防活動の担い手を確保し、消防団の育成及び強化を図る。【市民・行政】

㊤-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】＜再掲＞

2-4：想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

㊤-3 いかなる災害においても、発災後、早期に実施すべき応急業務や、継続する必要性が高い通常業務といった非常時優先業務を、適切に実施し、また継続するため、その業務の特定や必要な人員・資源の確保・配分等を定めたBCPを適宜見直し、実効性の向上を図る。【行政】＜再掲＞

- ㊦-33 「災害発生時にはむやみに行動は開始しない。」という基本原則の周知徹底を図るとともに、家族との連絡手段の確保、徒歩帰宅路の確認などについて、必要な啓発を行う。【市民・事業者・行政】
- ㊦-34 事業所等に対し、一斉帰宅による混乱発生を防止するため、発災後、従業員や顧客等を一定期間滞在させることの重要性や、そのための食料・水・毛布等の備蓄の促進等について、必要な啓発を行う。【事業者・行政】
- ㊦-35 避難所に帰宅困難者が来訪した場合の対応を定めておくなど避難所の運営体制の整備に努める。特に、丸亀駅の周辺の地域では、多くの帰宅困難者の発生が見込まれることから、一時的に滞在できない施設の確保の検討を行う。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-36 県とコンビニエンスストア等を展開する法人等との間で締結した協定により、災害時の徒歩帰宅者へのトイレや水道水の提供を求めるなど、徒歩帰宅者を支援する。【事業者・行政】
- ㊦-37 公共交通機関の運行状況や道路の復旧状況など帰宅するために必要な情報を、インターネット、報道機関による広報などにより、迅速に提供できる体制を構築する。【事業者・行政】
- ㊦-1 緊急輸送路や港湾区域内等について、障害物の除去などの道路啓開や航路啓開を円滑に実施するため、関係機関が連携し、応急復旧用資機材の確保など体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

2-5：医療施設等及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能等の麻痺

- ㊦-6 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携の強化を図る。特に、大規模災害の発生において、自治体間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、応援協定を締結するなどにより、相互応援体制を整備する。【行政】＜再掲＞
- ㊦-7 大規模な災害等において、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。【行政】＜再掲＞
- ㊦-8 災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に応援・受援ができるよう、連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-11 災害派遣医療チーム（DMAT）などが被災地に円滑に到達できるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-1 被災地の医師、医薬品、医療資機材の不足等の救護需要に対して、県内他地域又は県外から医療協力を得るため、地域と連携した救護班の派遣調整等を行う体制や人材の確保に努めるなど、救護班の受入、患者の搬送、連絡体制等について調整、整備を行う。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-3 災害派遣医療チーム（DMAT）などが被災地に円滑に到達できるよう、また、医薬品や医療資機材が被災地に円滑に供給できるよう、緊急輸送路等の道路施設や港湾施設、海岸堤防等を耐震補強するとともに、障害物の除去などの道路啓開や航路啓開を円滑に実施するための応急復旧資機材の確保などを進め、戦略的に、災害時における、医師、医薬品や医療資機材等の輸送・供給体制を確保する。【事業者・行政】
- ㊦-4 医師会が組織する災害派遣チーム（JMAT）等が避難所・救護所等において、円滑に医療・保健衛生等の活動ができるよう、必要な体制整備を進める。【事業者・行政】
- ㊦-5 災害の発生に備え、島しょ部においては、地域的な偏在等により医師が不足していることから、医師の確保を推進するとともに、患者搬送手段として、ヘリポートの整備、かがわ医療情報ネット

ワーク（K-MIX R）の積極的な活用など医療体制の充実を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

㊦-7 応急救護施設・災害拠点病院について、施設、設備の充実に努めるとともに、食料、飲料水、医薬品、非常電源用燃料の備蓄等の促進を図る。また、医療機関における燃料等が優先的に配分されるよう協力体制の構築を行う。【事業者・行政】

㊦-8 病院等を含めた公共施設管理者に対する、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発や相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。【事業者・行政】

㊦-9 社会福祉施設等の被害状況を把握するシステム等のデジタル技術等を効果的に活用し、被災者の救出や受入れの調整が迅速に行えるよう、体制の整備に努める。【事業者・行政】

㊦-10 社会福祉施設等において、災害時における県、市、関係機関、ボランティア団体等との連携協力体制を整備するほか、施設利用者の生活維持に必要な食料、飲料水等の備蓄や防災資機材、非常用自家発電機等の整備に努める。【市民・事業者・行政】

㊦-8 耐震点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設のうち、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を実施するとともに、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行う。また、都市防災対策として、電線共同溝事業を推進し、道路機能の確保を図る。【行政】＜再掲＞

㊦-12 港湾施設について、発災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を図るため、施設の整備を促進するとともに、施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づく整備を行うよう努める。【行政】＜再掲＞

㊦-1 河川や海岸堤防等について、国や県が策定している「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては耐震性を配慮して整備する。【行政】＜再掲＞

2-6：被災地における疫病・感染症等の大規模発生

㊦-6 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携の強化を図る。特に、大規模災害の発生において、自治体間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、応援協定を締結するなどにより、相互応援体制を整備する。【行政】＜再掲＞

㊦-7 大規模な災害等において、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。【行政】＜再掲＞

㊦-8 災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に応援・受援ができるよう、連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

㊦-15 指定避難場所の収容人数を考慮し、民間事業者等との連携による指定避難所以外の避難所の確保を検討する。【事業者・行政】

㊦-11 情報収集を迅速かつ的確に行い、感染症等の発生・まん延を防ぐため、必要に応じ、臨時の予防接種を行う体制や病原体に汚染された場所の消毒、昆虫等の駆除などの体制を整備するとともに、早期治療を行うことができるよう、医療提供体制を整備する。なお、市において、対応が困難な場合は、国による技術的援助又は県等による協力・支援を要請するなどの体制整備を図る。【事業者・行政】

㊦-12 避難所等のマスク、消毒液やパーティション、テントなど感染症対策に必要な物資について、備蓄や協定締結事業者等との連携により、適切に確保する。【事業者・行政】

㊦-13 感染症拡大防止のため、検査、救急、消毒等にかかる関係機関との連携強化を図る。【事業者・行政】

2-7：劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による、多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

㊦-13 災害の危険が切迫した緊急時に避難するための指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所を指定し、必要に応じて施設の補強、補修等を行うとともに、食料、飲料水等の物資等の備蓄、仮設トイレ、非常用電源、ラジオ等資機材の確保などに努め、避難場所等の機能強化を図る。【行政】＜再掲＞

㊦-16 県の「避難所管理運営指針」等を踏まえ、避難所における良好な生活環境及び感染症対策を確保するため、避難所運営マニュアルの作成を促進するとともに、要配慮者のための福祉避難所を確保するなど、避難所の運営体制づくりを進める。【行政】

㊦-24 地下水の適正かつ合理的な利用を促進するため、関係団体と連携して、自主規制などを行い、地下水の保全を図る。また、雨水や下水再生水の再利用を促進するため、再生水等の供給環境を整備するとともに、住民への普及・啓発を図る。【市民・事業者・行政】＜再掲＞

㊦-25 災害時に活用可能な井戸の確保に努めるとともに、普段活用されていない飲用井戸を水道水の代用水源として活用するため、水質検査などの体制整備を図る。【市民・事業者・行政】＜再掲＞

㊦-30 防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分（望ましくは1週間分）の食料、飲料水や携帯トイレ等を準備しておくよう努める。【市民・事業者・行政】＜再掲＞

㊦-31 食料（食物アレルギーへの対応を含む。）や飲料水等について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。【事業者・行政】＜再掲＞

㊦-41 地域の災害対応力を向上させるため、防災関係機関との連携のもと、市民等の自発的な防災活動に関する地区防災計画の策定を促進する。【市民・事業者・行政】＜再掲＞

㊦-2 避難者数の増加に備え、避難所やトイレ、簡易ベッドなどの資機材等の確保を図るほか、救護所の設置など医療救護体制を強化する。【事業者・行政】＜再掲＞

㊦-3 災害派遣医療チーム（DMAT）などが被災地に円滑に到達できるよう、また、医薬品や医療資機材が被災地に円滑に供給できるよう、緊急輸送路等の道路施設や港湾施設、海岸堤防等を耐震補強するとともに、障害物の除去などの道路啓開や航路啓開を円滑に実施するための応急復旧資機材の確保などを進め、戦略的に、災害時における、医師、医薬品や医療資機材等の輸送・供給体制を確保する。【事業者・行政】＜再掲＞

3. 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1：自治体職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

- ㊤-1 発災時において応急対策活動の拠点となる本庁舎をはじめとする公共施設等を防災上重要建築物として指定し、耐震性の確保等を図る。【行政】＜再掲＞
- ㊤-2 防災拠点施設などにおいて、非常用電源・自家発電設備や太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせた設備などの整備等に努めるとともに、停電や燃料不足により災害対応に支障を来たすことがないよう、非常用電源の運転等に必要な燃料供給等について、民間事業者等と協定を締結するなど調達の確保を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊤-3 いかなる災害においても、発災後、早期に実施すべき応急業務や、継続する必要性が高い通常業務といった非常時優先業務を、適切に実施し、また継続するため、その業務の特定や必要な人員・資源の確保・配分等を定めたBCPを適宜見直し、実効性の向上を図る。【行政】＜再掲＞
- ㊤-6 災害時には、防災関係機関相互の連携が重要となるため、各機関において応急活動及び復旧活動に関し、相互応援の協定を締結するなど、平常時から連携の強化を図る。特に、大規模災害の発生において、自治体間の応援・協力活動等が迅速かつ円滑に行われるよう、応援協定を締結するなどにより、相互応援体制の整備を図る。【行政】＜再掲＞
- ㊤-7 大規模な災害等において、迅速に被災地域への支援や避難ができる体制の整備を図る。【行政】＜再掲＞
- ㊤-8 災害の規模や被災地のニーズに応じて、円滑に応援・受援ができるよう、連絡・要請の手順、応援機関の活動拠点など体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊤-14 災害時に地域の災害活動の拠点となる消防団屯所等について、耐震化を進める。【行政】＜再掲＞
- ㊤-1 学校、社会福祉施設、保育所等の公共的施設については、避難所等としての利用も勘案し、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発、相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。なお、学校施設等においては、外壁等の非構造部材の耐震化等の剥落・落下防止策や防災機能強化等を推進する。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊤-2 多数の者が利用する公共施設等について、利用の状況等を勘案し、計画的な耐震診断、耐震補強工事等の耐震化を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊤-13 災害の危険が切迫した緊急時に避難するための指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所を指定し、必要に応じて施設の補強、補修等を行うとともに、食料、飲料水等の物資等の備蓄、仮設トイレ、非常用電源、ラジオ等資機材の確保などに努め、避難場所等の機能強化を図る。【行政】＜再掲＞
- ㊤-2 大規模災害発生時に停電等により燃料供給が滞ることがないように、災害対処に当たる車両等に優先供給を行う中核給油所などにおける燃料の備蓄を促進する。【事業者・行政】
- ㊤-8 耐震点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設のうち、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を実施するとともに、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行う。また、都市防災対策として、電線共同溝事業を推進し、道路機能の確保を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊤-1 河川や海岸堤防等について、国や県が策定している「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先度の高い箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設

にあたっては耐震性を配慮して整備する。また、発災時における背後地への浸水被害を防ぐため、施設の老朽化対策として、長寿命化計画の策定等に基づく整備を行うよう努める。【行政】＜再掲＞

①-2 浸水等河川流域の災害による被害の軽減を図るため、維持・修繕等を行うとともに、国や県が策定している「河川整備計画」に基づき、河積の確保や堤防の整備を行う。【行政】＜再掲＞

①-16 土石流危険渓流について、危険度の高いところから、災害を未然に防止するための砂防工事の要望を県へ行うとともに、事業に対しての協力を行う。【行政】＜再掲＞

①-17 急傾斜地崩壊危険箇所について、市が行う小規模なものについては、危険度や地元要望等を勘案し、崩壊防止対策工事を行う。また、大規模なものについては、危険度の高いところから、災害を未然に防止するための崩壊防止工事の要望を県へ行うとともに、事業に対しての協力を行う。【行政】＜再掲＞

①-18 地すべり危険箇所について、危険度の高いところから、災害を未然に防止するための地すべり防止工事の要望を県へ行うとともに、事業に対しての協力を行う。【行政】＜再掲＞

①-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】＜再掲＞

4. 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1：情報通信の麻痺・長期停止により災害情報が必要な者に伝達できない事態

- ㊦-15 消防本部の指令センターや消防救急無線等の情報通信施設等について高機能化及び耐災害性を強化するとともに、小型無人機などの新技術の活用等を図る。【行政】＜再掲＞
- ㊦-3 住宅をはじめとした民間建築物・構造物について、住宅における家具固定による住宅空間の耐震化、耐震診断・耐震改修・撤去の補助制度の活用や情報提供による啓発、相談体制等の整備等を通じて、建築物の耐震化等の促進を図る。特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物について、重点的な耐震化の促進に努める。また、家庭における家具類の転倒防止対策の促進を図るほか、子どもの安全を確保するため、通学路における民間危険ブロック塀の撤去を促進する。【市民・事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-10 高齢者、障がい者等の要配慮者のうち避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、警察や消防機関、自主防災組織などに対し、名簿を提供するほか、要支援者毎の個別避難計画を策定するなど避難を支援する体制の整備を図る。【市民・事業者・行政】
- ㊦-28 発災時においても電力供給を確保するため、送電設備など各設備毎の耐震化対策や制御システムのセキュリティ確保のための評価認証制度の活用を図るとともに、重要な送電線の2回線化などバックアップ体制の整備も図る。また、応急復旧体制の整備や応急復旧用資機材等の確保を図る。
【事業者】
- ㊦-29 発災時においてもガス供給を確保するため、設備の耐災害性の強化充実を図る。また、地震発生時の情報連絡体制及び職員の動員体制を確立するとともに、速やかに、設備を復旧できるように、平時から応急復旧用資機材を備え、停電対策の整備を図る。【事業者】
- ㊦-1 避難に関する情報伝達方法について、防災行政無線をはじめ、防災アプリや防災情報メールなど多様な手段の活用にも努めるとともに、情報収集・提供業務の担い手となる職員の確保・育成や体制整備に努める。【行政】
- ㊦-2 情報の伝わりにくい高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行うなど、自主防災組織等の多様な主体の協力を得ながら、情報伝達体制の整備等に努める。【市民・行政】＜再掲＞
- ㊦-3 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、丸亀市防災行政無線、香川県防災行政無線、香川県防災情報システムやLアラート（公共情報コモンズ）などを活用した情報通信体制の整備の推進、情報通信施設の耐震性の強化、防災行政無線のデジタル化の促進等を図るとともに、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努めるほか、商用電源停電時も通信設備に支障のないよう、自動起動の非常用発電設備等の整備を図る。また、住民への情報伝達に有効な同報系無線、戸別受信機等の整備にも努め、住民による情報伝達体制も確立する。【行政】＜再掲＞
- ㊦-5 市内には多くの外国人が居住しているため、英語、スペイン語、中国語、やさしい日本語による災害時の情報提供に取り組む。また、多言語での防災マップの作成を行うなど、災害時を見据えたコミュニケーション支援を図るとともに、外国人を対象とした防災研修を行い、防災意識の向上を図る。【市民・行政】
- ㊦-6 発災時においても重要通信を確保するため、設備を強固にし、地震に強い信頼性の高い通信設備の設計・設置を図るとともに、主要伝送路のループ構成などバックアップ体制の整備を図る。また、復旧要員及び復旧資材等の確保を図るなど応急復旧体制を整備する。【事業者・行政】

◎-7 発災時における情報通信、放送の送出及び受信を確保するため、施設等の耐震性の強化、放送機材等の落下・転倒防止、非常電源設備の充実、応急復旧体制の整備など防災対策を推進する。【事業者】

4-2：災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

◎-15 消防本部の指令センターや消防救急無線等の情報通信施設等について高機能化及び耐災害性を強化するとともに、小型無人機などの新技術の活用等を図る。【行政】＜再掲＞

◎-10 高齢者、障害者等の要配慮者のうち避難行動要支援者について、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、警察や消防機関、自主防災組織などに対し、名簿を提供するほか、要支援者毎の個別避難計画を策定するなど避難を支援する体制の整備を図る。【市民・事業者・行政】＜再掲＞

◎-38 災害時における観光客等への帰宅支援が円滑に実施できるよう、安全な場所への避難誘導方法や公共交通機関の運行状況等の情報を迅速に提供する体制を整備する。【事業者・行政】

◎-1 避難に関する情報伝達方法について、防災行政無線をはじめ、防災アプリや防災情報メールなど多様な手段の活用にも努めるとともに、情報収集・提供業務の担い手となる職員の確保・育成や体制整備に努める。【行政】＜再掲＞

◎-2 情報の伝わりにくい高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者に対しては、その特性に応じた手段で伝達を行うなど、自主防災組織等の多様な主体の協力を得ながら、情報伝達体制の整備等に努める。【市民・行政】＜再掲＞

◎-3 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、丸亀市防災行政無線、香川県防災行政無線、香川県防災情報システムやLアラート（公共情報コモンズ）などを活用した情報通信体制の整備の推進、情報通信施設の耐震性の強化、防災行政無線のデジタル化の促進等を図るとともに、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努めるほか、商用電源停電時も通信設備に支障のないよう、自動起動の非常用発電設備等の整備を図る。また、住民への情報伝達に有効な同報系無線、戸別受信機等の整備にも努め、住民による情報伝達体制も確立する。【行政】＜再掲＞

◎-2 大規模災害時等における、発災前のリスク低減、災害発生時の早期避難の実現、迅速な復旧・復興等に向け、デジタル技術を積極的に利活用していく仕組みの構築に努める。【事業者・行政】＜再掲＞

5. 経済活動を機能不全に陥らせない

5-1：エネルギー供給の停止による、社会経済活動、サプライチェーンの維持への甚大な影響

- ㊦-11 災害時の燃料供給が円滑に行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-2 大規模災害発生時に停電等により燃料供給が滞ることがないよう、災害対処に当たる車両等に優先供給を行う中核給油所などにおける燃料の備蓄を促進する。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-4 関係機関・団体等と連携し、障害物の除去などの道路啓開や航路啓開を含めた応急復旧体制を確立し、燃料供給ルートの確保を図る。【事業者・行政】
- ㊦-1 商工会議所・商工会が中小企業のBCP策定の相談・指導窓口として機能するよう支援するとともに、中小企業向けのBCP策定セミナーの開催等を行い、早期のBCP策定を促進する。【事業者・行政】
- ㊦-2 事業者が、地域の具体的な被害想定情報を共有し、事業継続の取組を行えるよう、ハザードマップ等の普及・啓発を促進する。【事業者・行政】
- ㊦-3 大規模災害において、サプライチェーンを一貫して途絶させないため、道路施設や港湾施設、海岸堤防等の耐震化など地震・津波への対策を進めるとともに、輸送体制等の確保を図る。【事業者・行政】
- ㊦-8 耐震点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設のうち、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を実施するとともに、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行う。また、都市防災対策として、電線共同溝事業を推進し、道路機能の確保を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-12 港湾施設について、発災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を行うため、施設の整備を促進するとともに、施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づく整備を行うよう努める。【行政】＜再掲＞
- ㊦-1 河川や海岸堤防等について、国や県が策定している「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先度の高い箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては耐震性を配慮して整備する。また、発災時における背後地への浸水被害を防ぐため、施設の老朽化対策として、長寿命化計画の策定等に基づく整備を行うよう努める。【行政】＜再掲＞

5-2：重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

- ㊦-1 河川や海岸堤防等について、国や県が策定している「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先度の高い箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては耐震性を配慮して整備する。また、発災時における背後地への浸水被害を防ぐため、施設の老朽化対策として、長寿命化計画の策定等に基づく整備を行うよう努める。【行政】＜再掲＞
- ㊦-5 有害物質の漏えいによる環境汚染を防止するため、有害物質を取扱っている事業者において、有害物質の飛散及び流出の防止、周辺環境の汚染防止等の措置を講じるなど体制整備を図る。【事業者・行政】
- ㊦-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】＜再掲＞

5-3：食料等の安定供給の停滞

- ㊦-31 食料（食物アレルギーへの対応を含む。）や飲料水等について、災害時に提供可能な在庫状況の確認を行うとともに、関係業界等と協定を締結するなどして、調達の確保を図る。【事業者・行政】
＜再掲＞
- ㊦-3 大規模災害において、サプライチェーンを一貫して途絶させないため、道路施設や港湾施設、海岸堤防等の耐震化など地震・津波への対策を進めるとともに、輸送体制等の確保を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-2 物資の緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ運送事業者等と協定を締結するとともに、物資輸送訓練を実施し、緊急輸送体制の構築を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-5 農業・農村の有する多面的機能を維持・発揮させるため、耕作放棄、鳥獣対策など農地の保全を図るとともに、施設管理者と非農業者を含めた地域住民が連携して、農道、水路、ため池等の地域資源の適切な保全管理を推進する。【市民・事業者・行政】
- ㊦-7 農業に係る生産基盤等について、災害に対応するため、水源であるため池や基幹的農業水利施設、農道等の改修・整備を推進する。【事業者・行政】
- ㊦-8 津波・高潮等の発災後、優良な農地における農業生産活動が回復できるよう、罹災農地における塩分濃度を低下させるための指導を行うなど必要な塩害対策を促進する。【事業者・行政】
- ㊦-9 防波堤等の漁港施設の機能の保全を行うため、老朽化・利用状況に合わせた機能保全計画の見直しを適宜行うとともに、計画に基づく整備に努める。【行政】
- ㊦-10 漁協等に対して BCP ガイドラインの普及を行い、水産物の一連の生産・流通過程に係る個別地域 BCP の策定の促進を図る。【事業者・行政】

6. ライフライン、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

6-1：電気、ガス等の長期間にわたる機能停止

- ㊦-11 物資の緊急輸送が円滑に行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCP策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-28 発災時においても電力供給を確保するため、送電設備など各設備毎の耐震化対策や制御システムのセキュリティ確保のための評価認証制度の活用を図るとともに、重要な送電線の2回線化などバックアップ体制の整備も図る。また、応急復旧体制の整備や応急復旧用資機材等の確保を図る。【事業者】＜再掲＞
- ㊦-29 発災時においてもガス供給を確保するため、設備の耐災害性の強化充実を図る。また、地震発生時の情報連絡体制及び職員の動員体制を確立するとともに、速やかに、設備を復旧できるように、平時から応急復旧用資機材を備え、停電対策の整備を図る。【事業者】＜再掲＞
- ㊦-1 再生可能エネルギーの導入促進は、地球温暖化対策の観点やエネルギー源の分散化や地域経済への波及効果の観点から重要であるため、「住宅用太陽光発電設備等設置への補助」や「公共施設への太陽光発電システムや蓄電池の整備」など、再生可能エネルギーの導入促進に取り組む。【市民・事業者・行政】
- ㊦-1 緊急輸送路や港湾区域内等について、障害物の除去などの道路啓開や航路啓開を円滑に実施するため、関係機関が連携し、応急復旧用資機材の確保など体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-5 物資の緊急輸送体制や救急・救命・消防活動体制を強化するため、都市計画道路を含めた道路の早期完成に向け、国や県と連携して整備を積極的に推進する。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】＜再掲＞

6-2：長期間にわたる上水道等の供給停止や下水道等の機能停止

- ㊦-24 地下水の適正かつ合理的な利用を促進するため、関係団体と連携して、自主規制などを行い、地下水の保全を図る。また、雨水や下水再生水の再利用を促進するため、再生水等の供給環境を整備するとともに、住民への普及・啓発を図る。【市民・事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-26 水道施設について、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、水道事業者における水道施設の耐震化計画の策定と、その着実な実施を推進するとともに、応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化などの体制整備を行う。また、机上及び実地訓練における震災対策などの訓練や研修等を通じて、ノウハウの強化を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-27 下水道施設の耐震診断を実施し、改築更新時期等を考慮して、計画的に耐震対策を実施するとともに、下水道BCPの共同実施に向けた取組や応急復旧等の体制整備を図る。また、持続可能な下水道事業の実施に向けた農業集落排水の下水道への接続を図るほか、ストックマネジメント計画に基づき、適切な施設管理に努める。【行政】
- ㊦-6 老朽化した単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進する。【市民・行政】
- ㊦-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】＜再掲＞

6-3：地域交通インフラの長期間にわたる機能停止

- ㊤-11 物資の緊急輸送が円滑に行えるよう、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCPの策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊤-12 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の理念を基本とし、国、県、市など関係機関が協力し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、防災対策を効率的かつ効果的に推進する。【市民・事業者・行政】＜再掲＞
- ㊤-1 緊急輸送路や港湾区域内等について、障害物の除去などの道路啓開や航路啓開を円滑に実施するため、関係機関が連携し、応急復旧用資機材の確保など体制整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊤-5 物資の緊急輸送体制や救急・救命・消防活動体制を強化するため、都市計画道路を含めた道路の早期完成に向け、国や県と連携して整備を積極的に推進する。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊤-6 災害時に輸送ルートの迂回路として利用可能な農道、林道等の情報について、代替路の確保等の観点から、関係者間で緊密に情報共有を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊤-7 津波をはじめとする自然災害からの避難を確実にを行うため、避難場所やそこに連絡する避難路の整備、確保、維持管理を積極的に推進する。【行政】＜再掲＞
- ㊤-8 耐震点検結果に基づき、落橋、変形等の被害が予想される道路施設のうち、緊急度の高いところから速やかに耐震補強工事等を実施するとともに、新たな道路、橋梁等を建設するときは、耐震性を考慮した整備を行う。また、都市防災対策として、電線共同溝事業を推進し、道路機能の確保を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊤-9 道路ネットワークの安全性、信頼性を確保するために、道路施設の老朽化対策として、長寿命化計画を策定し、予防的な修繕及び計画的な架け替えの実施を行うとともに、主要な道路について代替路を確保するための道路整備など複数ルートの確保を図る。【行政】＜再掲＞
- ㊤-10 道路路面の崩壊、路面の損傷等が予想される危険箇所について防災工事を行うなど道路施設の整備を図る。【行政】
- ㊤-11 道路の路面下の空洞化による陥没等を防ぐため、空洞化状況の効果的かつ効率的な調査方法についても検討を行う。【事業者・行政】
- ㊤-12 港湾施設について、発災時における緊急物資や人員の輸送、最低限の経済・物流活動の維持等を行うため、施設の整備を促進するとともに、施設の老朽化対策として、長寿命化計画に基づく整備を行うよう努める。【行政】＜再掲＞
- ㊤-13 被災時の被害状況が軽度と考えられる丸亀総合運動公園を、県域のみではなく四国の防災拠点とするため、本施設へと連絡する経路の整備と機能維持を行う。【行政】
- ㊤-14 災害に対する交通インフラの強靱化が図られる新幹線の導入を促進する。【事業者・行政】
- ㊤-15 発災時において、地域公共交通を活用した迅速な復旧活動や物資支援が行えるよう、体制整備を図る。【事業者・行政】
- ㊤-16 島しょ部や孤立集落において、迅速な復旧活動や物資支援が行えるよう、道路・港湾・海岸堤防等の耐震補強等必要な安全性を確保するとともに、障害物の除去等を円滑に実施するため、応急対策資機材の確保や関係機関との連携強化などに努める。【事業者・行政】

6－4：防災インフラの長期間にわたる機能停止

- ①-1 河川や海岸堤防等について、国や県が策定している「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先度の高い箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては耐震性を配慮して整備する。また、発災時における背後地への浸水被害を防ぐため、施設の老朽化対策として、長寿命化計画等に基づく整備を行うよう努める。【行政】＜再掲＞
- ①-8 津波への迅速な対応が可能になるよう、水門等の自動化、遠隔操作化等について、検討を進める。【行政】＜再掲＞
- ①-2 浸水等河川流域の災害による被害の軽減を図るため、維持・修繕等を行うとともに、国や県が策定している「河川整備計画」に基づき、河積の確保や堤防の整備を行う。【行政】＜再掲＞

7. 制御不能な二次災害を発生させない

7-1：地震に伴う市街地での大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

- ㊤-4 大規模な災害が発生した場合における救助活動能力を高めるため、消防本部、消防団等が協力して、消防ポンプ自動車、高性能救助車等の資機材を確保するなど体制整備を進めるとともに、訓練環境のさらなる充実強化・整備を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊤-14 災害時に地域の災害活動の拠点となる消防団屯所等について耐震化を進める。【行政】＜再掲＞
- ㊤-15 消防本部の指令センターや消防救急無線等の情報通信施設等について高機能化及び耐災害性を強化するとともに、小型無人機などの新技術の活用等を図る。【行政】＜再掲＞
- ㊤-19 同時多発、交通障害、水利の破損等困難な特徴をもつ地震火災に対して、適切かつ効果的な消防活動を行うため、活動体制、消防職員・団員の非常招集方法などの体制をあらかじめ定めておく。【行政】＜再掲＞
- ㊤-20 女性の入団促進を含めた団員の確保対策などにより、消防団の活性化を図る。【市民・事業者・行政】
- ㊤-18 各家庭に消火器、消火バケツ等の初期消火用具が常備されるよう普及に努めるとともに、自主防災組織等地域住民による初期消火活動が積極的に行われるよう指導育成に努める。【市民・事業者・行政】＜再掲＞
- ㊤-19 地域住民の防災行動力の強化、防災意識の向上、防災関係機関等との連携を図るため、消防機関の指導の下に、自主防災組織と地域の事業者等との連携により、初期消火、応急救護、避難、避難誘導等の訓練を行う。【市民・事業者・行政】＜再掲＞
- ㊤-20 市街地における火災の危険を防除するため、市街地の中心部で土地利用度、建築密度が高く、防災上特に重要な地区を指定し、建築材料、構造等の制限を行うとともに、市街地にある不良住宅地の改良促進を行い、住宅の不燃化、住環境の整備を図る。【市民・行政】＜再掲＞
- ㊤-21 街路、公園緑地等の適正な整備により、火災の延焼を防止するとともに、災害時における避難場所等としての機能の確保を図る。【行政】＜再掲＞
- ㊤-23 住宅用火災警報器の設置を促進し、火災の早期発見や逃げ遅れの防止に努める。【市民・事業者・行政】＜再掲＞
- ㊤-26 水道施設について、地震による施設損傷や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、水道事業者における水道施設の耐震化計画の策定と、その着実な実施を推進するとともに、応急給水・応急復旧体制の整備、他事業者との広域的な応援体制の強化などの体制整備を行う。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊤-39 地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努める。【市民】＜再掲＞
- ㊤-40 自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で男女を問わず多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や防災士の養成、自主防災組織のリーダーの研修に努める。【市民・事業者・行政】＜再掲＞
- ㊤-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】＜再掲＞

7-2: 沿線・沿道の建物倒壊に伴う閉塞等による交通麻痺

- ㊦-15 消防本部の指令センターや消防救急無線等の情報通信施設等について高機能化及び耐災害性を強化するとともに、小型無人機などの新技術の活用等を図る。【行政】＜再掲＞
- ㊦-1 学校、社会福祉施設、保育所等の公共的施設については、避難所等としての利用も勘案し、耐震診断・耐震補強工事等に関する情報提供による啓発、相談体制の整備等を通じて、施設の耐震化の促進を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-3 住宅をはじめとした民間建築物・構造物について、住宅における家具固定による住宅空間の耐震化、耐震診断・耐震改修・撤去の補助制度の活用や情報提供による啓発、相談体制等の整備等を通じて、建築物の耐震化等の促進を図る。特に、災害応急対策活動に必要な人員や物資等の輸送経路となる緊急輸送道路沿いの民間建築物について、重点的な耐震化の促進に努める。また、家庭における家具類の転倒防止対策の促進を図るほか、子どもの安全を確保するため、通学路における民間危険ブロック塀の撤去を促進する。【市民・事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-22 老朽化した空き家については、所有者の意向を踏まえつつ、除却の支援や適正な管理を助言する等の対策を推進する。【市民・事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-3 防災に関する情報の収集、伝達等の迅速化を図るため、丸亀市防災行政無線、香川県防災行政無線、香川県防災情報システムやＬアラート（公共情報commons）などを活用した情報通信体制の整備の推進、情報通信施設の耐震性の強化、防災行政無線のデジタル化の促進等を図るとともに、緊急地震速報等の災害情報等を瞬時に伝達するシステムの構築に努めるほか、商用電源停電時も通信設備に支障のないよう、自動起動の非常用発電設備等の整備を図る。また、住民への情報伝達に有効な同報系無線、戸別受信機等の整備にも努め、住民による情報伝達体制も確立する。【行政】＜再掲＞
- ㊦-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】＜再掲＞

7-3: ため池、防災施設等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生

- ㊦-12 災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の理念を基本とし、国、県、市など関係機関が協力し、ハード・ソフトの施策を柔軟に組み合わせ、防災対策を効率的かつ効果的に推進する。【市民・事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-1 地震等により決壊した場合に甚大な被害が想定される3万t以上のため池を対象に作成した、決壊したときの浸水想定区域や避難場所・避難所、避難経路を示すハザードマップについて、市民への普及啓発を促進し、住民の避難体制を確立する。【市民・事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-2 地震等に伴うため池の決壊等を未然に防止するため、老朽化ため池の整備を行い、農業用水を確保する。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-3 地震等により決壊した場合に甚大な被害が想定される防災上重要な中小規模ため池を対象に、国の防災対策を踏まえ、必要な耐震化整備を行うなど地域の安全性の確保を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-4 豪雨や台風等による被害を未然に防止するため、防災上危険で放置することのできない中小規模ため池を対象に、保全または機能廃止を含めた防災のための整備を促進する。【行政】＜再掲＞
- ㊦-1 河川や海岸堤防等について、国や県が策定している「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基

づき、優先度の高い箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては耐震性を配慮して整備する。また、発災時における背後地への浸水被害を防ぐため、施設の老朽化対策として、長寿命化計画の作成等に努める。【行政】＜再掲＞

⑩-2 浸水等河川流域の災害による被害の軽減を図るため、維持・修繕等を行うとともに、国や県が策定している「河川整備計画」に基づき、河積の確保や堤防の整備を行う。【行政】＜再掲＞

⑩-9 河川や海岸堤防等について、国や県が策定している「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先度の高い箇所から、堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、地震発生時に適切な避難が行えるよう、避難方法等について、あらかじめ十分な広報・啓発を行う。
【市民・行政】＜再掲＞

⑩-1 耐震化や老朽化対策等に関する国の新たな技術基準及び調査・施工技術について、情報収集を行い、これらの新技術を積極的に活用していく。【事業者・行政】＜再掲＞

⑩-13 県など関係団体との情報交換により、山地災害のおそれのある箇所の間伐等の森林整備と治山ダム工等の治山対策の効果的・効率的な実施による災害に強い森林づくりを推進するとともに、強靱で災害に強く、災害時には代替路としての機能が確保できる林道の整備を推進する。【市民・行政】

7-4：農地・森林等の被害による国土の荒廃

⑩-6 防災・減災力の強化を含めた農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮の観点から、地域住民による共同活動に対する支援を行い、農道、水路、ため池等の地域資源の適切な保全管理等を推進するとともに、これらを通じて、地域防災力の強化を図る。【市民・事業者・行政】

⑩-11 森林の整備にあたっては、山地災害防止等の各機能の高度発揮を図るため、機能に応じた望ましい森林の姿に向けて、地域に根差した植林も活用しながら、自然と共生した多様な森林づくりを推進する。また、自然公園等の防災対策として、利用者の緊急避難路や避難所となりうる主要動線の再整備や施設の老朽化対策を推進する。【市民・行政】＜再掲＞

⑩-12 森林が有する多面的機能を発揮するため、地域コミュニティと連携した森林の整備・保全活動を推進する。【市民・行政】＜再掲＞

⑩-13 県など関係団体との情報交換により、山地災害のおそれのある箇所の間伐等の森林整備と治山ダム工等の治山対策の効果的・効率的な実施による災害に強い森林づくりを推進するとともに、強靱で災害に強く、災害時には代替路としての機能が確保できる林道の整備を推進する。【市民・行政】＜再掲＞

⑩-14 鳥獣による農林業被害により、耕作放棄地の発生など、農地や森林の多面的機能の低下を防ぐため、鳥獣の侵入防止や捕獲による個体数の調整など、ソフト・ハード両面にわたる総合的な対策を推進する。【市民・行政】

⑩-14 土石流や山地災害などの危険区域付近の住民に対して、異常な状況の早期発見に留意するよう啓発するとともに、避難場所及び避難所、避難経路、避難方法、情報の伝達手段等をあらかじめ定めるなど土砂災害や山地災害の危険区域に対する警戒避難体制を強化する。【市民・行政】＜再掲＞

⑩-19 山地災害危険地について、災害を未然に防止するため、危険度の高いところから優先的に治山事業を行う。【行政】＜再掲＞

8. 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1：大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

- ㊦-4 港湾区域内の航路等について、漂流物等により船舶の運航に支障が生じないように、国や県と連携するとともに、関係企業や団体の協力も求め、速やかな障害物の除去等に努める。【事業者・行政】
- ㊦-1 有害物質の漏えい等により、有害物質が災害廃棄物に混入した場合、災害廃棄物の処理に支障が生じることから、有害物質に係る情報を事前に把握するよう努める。【事業者・行政】
- ㊦-2 災害廃棄物処理計画の実行性を高めるため、廃棄物処理の実務経験者や専門的な技術に関する知識・経験を有する者をリストアップするとともに、研修会や計画に基づく訓練の開催などにより、人材の育成を図る。【行政】
- ㊦-3 廃棄物処理施設について、地震による施設の被害を抑えとともに、迅速な応急復旧を図るため、施設の安全強化、応急復旧体制、広域応援体制の整備、十分な大きさの仮集積場・処分場の候補地の検討等を行うとともに、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕を持った処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図るよう努める。【事業者・行政】
- ㊦-4 津波等により大量のごみや流木等が海に発生した場合に備え、情報を的確に把握し、迅速に対応ができるよう、新技術の積極的な利活用も含めた連携体制や回収・処理体制の整備を図る。【行政】

8-2：地域コミュニティの崩壊、復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復興できなくなる事態

- ㊦-3 いかなる災害においても、発災後、早期に実施すべき応急業務や、継続する必要性が高い通常業務といった非常時優先業務を、適切に実施し、また継続するため、その業務の特定や必要な人員・資源の確保・配分等を定めたBCPを適宜見直し、実効性の向上を図る。【行政】＜再掲＞
- ㊦-10 応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するよう努めるとともに、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるよう努める。【市民・事業者・行政】
- ㊦-11 発災時の道路啓開を行う人材など、地域において、災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行えるよう、担い手の確保を図る。【事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-39 地域における防災対策を円滑に行うため、自主防災組織を結成するとともに、その活動に積極的に参加するよう努める。【市民】＜再掲＞
- ㊦-40 自主防災組織の育成を推進するとともに、自主防災組織による様々な地域活動団体との連携強化、実践的で男女を問わず多様な世代が参加できる防災訓練の充実、必要な資機材等の整備促進や防災士の養成、自主防災組織のリーダーの研修に努める。【市民・事業者・行政】＜再掲＞
- ㊦-1 「自らの命は自らが守る」という意識を徹底し、地域の災害リスクととるべき避難行動について理解を深めるよう、地域住民に対する防災知識の普及啓発、学校における防災教育の推進、大学や関係団体等と連携した防災・危機管理に関するリーダーなどの人材育成を通じて、地域防災力の強化を図る。また、AIやビッグデータなど進化し続けるデジタル技術に的確に対応し、本市のデジタル化の推進を支える「デジタル人材の育成」を推進する。【市民・事業者・行政】

8-3: 広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態

⑩-11 復旧作業の長期化や作業人員の不足に備え、あらかじめ民間事業者等との間で協定を締結しておくとともに、道路啓開作業等の主体となる建設業者等のBCPの策定を促進し、発災時の作業体制の確保に努める。【事業者・行政】

①-1 河川や海岸堤防等について、国や県が策定している「地震・津波対策海岸堤防等整備計画」に基づき、優先度の高い箇所から堤防の嵩上げや液状化対策など地震・津波対策を行うとともに、新設にあたっては耐震性を配慮して整備する。また、発災時における背後地への浸水被害を防ぐため、施設の老朽化対策として、長寿命化計画の策定等に基づく整備を行うよう努める。【行政】＜再掲＞

①-5 洪水・内水・高潮からの円滑な避難を確保するため、想定し得る最大規模の浸水想定を行い公表して、各種ハザードマップの作成を促進し、住民の避難体制を確立するとともに、排水機場等の排水施設の整備を行う。【市民・行政】＜再掲＞

⑩-1 災害発生後の円滑な復旧・復興のためには、土地の権利関係を明確にした現地復元能力のある地籍図等を整備しておくことが必要不可欠であることから、地籍調査事業の実施を促進する。【市民・行政】

⑩-2 長期的な視点で災害に強いまちづくりを進めるため、地域防災計画との有機的な連携を図るとともに、関係機関が連携して都市の防災機能の強化を図る。【市民・行政】

8-4: 貴重な文化財や環境的資産の喪失、有形・無形の文化の衰退・喪失

⑩-4 文化財の所有者及び管理者に防災意識の啓発を行うとともに、市所有・管理の文化財や公文書の安全及び防火設備の保守点検等を適切に行い保存に努める。【市民・行政】＜再掲＞

⑩-6 発災後の文化財の保全や保護、修復に向けた体制の整備に努める。【市民・行政】

8-5: 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず、復興が大幅に遅れる事態

⑩-10 応急対策全般への対応力を高めるため、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築するよう努めるとともに、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、退職者の活用や民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方をあらかじめ整えるよう努める。

【市民・事業者・行政】＜再掲＞

⑩-1 災害発生後の円滑な復旧・復興のためには、土地の権利関係を明確にした現地復元能力のある地籍図等を整備しておくことが必要不可欠であることから、地籍調査事業の実施を促進する。【市民・行政】＜再掲＞

⑩-2 長期的な視点で災害に強いまちづくりを進めるため、地域防災計画との有機的な連携を図るとともに、関係機関が連携して都市の防災機能の強化を図る。【市民・行政】＜再掲＞

用語の解説

※(p.XX)は用語が最初に出てくるページを示す。

あ 行

医師会が組織する災害派遣チーム（JMAT）

医師会が被災地に派遣する医療チームであり、避難所等における医療・健康管理活動等を担う。

(p.15)

SDGs（エスディージーズ）

世界的に直面している環境問題、貧困、人権課題などに対して、誰一人取り残さない、持続可能な社会を実現していくために、世界中の全ての人々で2030年までに達成を目指す国際社会共通の目標。

(p.3)

Lアラート（公共情報commons）

地方公共団体が発信する避難勧告等の災害情報を集約し、テレビ、ラジオ、インターネット等の多様なメディアを通じて地域住民に一括配信するシステムである。ローカル（Local）な緊急警報（アラート）を意味する。

(p.17)

か 行

かがわ医療情報ネットワーク（K-MIX R）

全国に先駆けて取り組んだ全国初の全県的な医療情報ネットワーク。レントゲン画像など遠隔での読影診断や患者紹介を中心とした医療連携ネットワークである。

(p.15)

香川県防災情報システム

高松地方気象台が発表する警報等、市町が発令する避難勧告等、県が観測している雨量情報等を収集し、ホームページ、携帯メール、ツイッター、Lアラートにより、多様な手段で市民に防災情報を伝達するシステムである。

(p.9)

合併浄化槽

便所と連結してし尿及びこれと併せて雑排水（工場排水、雨水その他の特殊な排水を除く。）を処理する設備又は施設である。ただし、公共下水道、流域下水道、市町村が一般廃棄物処理計画に従い設置したし尿処理施設以外のものである。

(p.23)

基幹的農業水利施設

農業用排水のための利用に供される施設であって、その受益面積が100ヘクタール以上のものをいう。

(p.20)

緊急消防援助隊

大規模な災害等に対処するために、消防庁長官の求めに応じ又は指示に基づき、消防の応援等を行うことを任務として、都道府県または市町村に属する消防に関する人員及び施設により構成される部隊である。

(p.10)

高性能救助車

高性能救助車(通称ウニモグ)。大規模災害現場において、被災者の迅速、的確な救出救助や情報収集等の活動を行う車両である。性能は、浸水約1mの悪路や登坂角最大40度の走行が可能である。装備として、牽引力4.5tのウインチ、投光器等が装備されている。

(p.8)

戸別受信機

各住戸内に設置される同報系無線子局である。住戸内に設置することにより、屋外スピーカ型同報系無線の欠点であった、天候等の影響を受けなくなる利点がある。

(p.17)

さ 行

災害派遣医療チーム（DMAT）

医師、看護師、業務調整員で構成される機動性を持った専門的な訓練を受けた医療チームであり、大規模災害が発生した現場等において、災害急性期（おおむね48時間以内）の活動を担う。

(p.15)

最大クラスの地震・津波

科学的知見に基づき想定される最大の地震・津波で、千年に一度あるいはそれよりもっと低い頻度で発生するが、発生すれば、甚大な被害をもたらすものをいう。

(p.1)

サプライチェーン

原材料の供給、部品の供給、輸送、生産、販売など製品の全体的な流れに携わる複数の企業間の連携を、一つの連続したシステムとして捉えた場合の名称である。

(p.18)

指定緊急避難場所

地震、津波等の切迫した災害より住民等の安全を確保する観点から、当該災害の種類ごとに危険が及ばない安全な場所として、あらかじめ指定された政令等の基準に適合する公園、学校、河川敷、津波避難タワー等の場所又は施設等である。

(p.12)

指定避難所

被災者の円滑な救援活動を実施し、一定の生活環境を確保する観点から、被災者が一定期間生活する場所として、あらかじめ指定された政令等の基準に適合する学校や公民館等の公共施設等である。

(p.12)

冗長性

余分な部分が付加されていること。また、それにより機能の安定化が図られていることをいう。

(p.6)

消防団

消防署と共に火災や災害への対応、予防啓発活動等を行う、消防組織法に基づいた消防組織である。

(p.8)

深層崩壊

山崩れ・がけ崩れなどの斜面崩壊のうち、すべり面が表層崩壊よりも深部で発生し、表土層だけでなく、深層の地盤までもが崩壊土塊となる比較的大規模の大きな崩壊現象のことである。

(p.5)

水源かん養機能維持増進森林

土壌に雨水を貯留し、ゆっくりと流出させることで、河川に流れる水量を安定させる機能のほか、雨水が土壌に浸透・通過することにより水質を浄化する機能を発揮する森林である。

(p.45)

脆弱性

脆くて弱い性質または性格のことである。

(p.2)

全国瞬時警報システム（J-ALERT）

通信衛星を利用し、国が発する緊急情報を都道府県及び全国の市町村へ瞬時に伝達するシステムである。

(p.34)

た 行

大規模盛土造成地

谷を埋めた造成宅地で盛土の面積が 3,000 m² 以上のもの、又は傾斜地に盛土した造成宅地で盛土をする前の地盤の傾斜が 20 度以上かつ盛土の高さが 5m 以上のものをいう。

(p.14)

単独浄化槽

便所と連結してし尿のみを処理する設備又は施設である。ただし、公共下水道、流域下水道、市町村が一般廃棄物処理計画に従い設置したし尿処理施設以外のものである。

(p.23)

地区防災計画

地区居住者等が、「自助」・「共助」の精神に基づき、市町村等と連携して行う、自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする計画。

(p.14)

治山事業

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から国民の生命・財産を保全し、また、水源のかん養、生活環境の保全・形成等を図る国土保全政策の一つであり、森林法に規定する保安林の指定目的を達成するために行う保安施設事業と、地すべり等防止法に規定する保安林等の存する地域で行う地すべり防止工事等の事業をあわせたものである。

(p.23)

津波避難対象地区

地震が発生した場合において、津波からの避難が必要となることが想定される地域であり、市町が指定する。

(p.11)

同報系無線

屋外スピーカや戸別受信機を介して、市町村役場から住民等に対して直接・同時に防災情報や行政情報を伝えるシステムである。

(p.17)

道路啓開

災害時に、人命救助や緊急物資の輸送のため緊急車両等が通行できるよう、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正により救援ルートを開けることである。

(p.9)

ドクターヘリ

救急医療に必要な機器及び医薬品を装備し、救急医療に従事している医師及び看護師等が同乗して、救急現場等に向かい、現場等から医療機関に搬送するまでの間、傷病者に救命医療を行うことのできる専用のヘリコプターのことである。

(p.15)

な 行

内水

一般的に、河川の水を外水と呼ぶのに対し、堤防で守られた内側の土地（人が住んでいる場所）にある水を「内水（ないすい）」と呼ぶ。内水ハザードマップにおける内水の意味は、公共下水道により雨水を排除できる区域において、一時的に大量の降雨が生じた場合に、下水道や水路、河川などに雨水を排除できないことにより地表面に溜まった水のことである。

(p.22)

は 行

ハザードマップ

地域や都市の状況に合わせ、危険情報を公開・掲載した被害予測図。土砂災害や浸水の危険区域、地震時の避難場所、避難経路などを記載している。

(p.18)

BCP

BCP（Business Continuity Plan）は、企業においては事業継続計画、行政組織においては業務継続計画と呼ばれる。これは、組織が自然災害などの緊急事態の発生により、組織自らも被災し、利用できる資源に制約がある状況下であっても、中核となる事業の継続あるいは重要業務の早期着手・復旧を可能とするため、優先的に実施すべき業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定める計画のことである。

(p.8)

ビッグデータ

デジタル化やIoTの進展、ネットワークの高度化によるスマートフォン等を通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動等に関する情報、小型化したセンサー等から得られる膨大なデータなど、事業に役立つ知見を導出するためのデータのことである。

(p.25)

避難行動要支援者

高齢者や障害者等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する者である。

(p.11)

プル型支援

支援物資のニーズ情報が十分に得られる被災地へ、ニーズに応じて物資を供給する通常の物資支援の場合の支援方法である。

(p.18)

防災士

防災士とは、自助、共助、協働を原則として、社会の様々な場で防災力を高める活動が期待され、そのための十分な意識と一定の知識・技能を習得していることを、日本防災士機構が認証する資格である。

(p.14)

ま 行

や 行

ら 行

流域治水プロジェクト

近年の気候変動による災害の激甚化、頻発化を踏まえ、上流、下流、本川、支川の流域全体を俯瞰し、河川整備、雨水貯留浸透施設、土地利用規制、利水ダムの事前放流など、あらゆる関係者の協働による治水対策の全体像をとりまとめた取り組みである。

(p.22)

ループ構成

伝送ルートをリング状にすることで、障害による影響を少なくした構成である。

(p.18)

わ 行

「第２次丸亀市国土強靱化地域計画」策定の経過

日にち	内 容
令和３年５月２４日	市議会全員協議会
令和３年１０月	香川県国土強靱化地域計画の改定
令和３年１０月～１１月	庁内調査の実施
令和３年１２月１０日	市議会総務委員会協議会
令和４年１月４日 ～２月３日	パブリックコメント
令和４年３月２５日	計画決定

第2次丸亀市国土強靱化地域計画

発行：2022年（令和4年）3月

作成：丸亀市 市長公室 秘書政策課

TEL：0877-24-8839

FAX：0877-24-8860